

# 官報

号外 平成五年五月十二日

## ○ 第百二十六回 参議院会議録第十五号

平成五年五月十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第十五号

平成五年五月十二日

午前十時開議

第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。村田自治大臣。

〔國務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○ 國務大臣(村田敬次郎君) 平成五年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明を申し上げます。

一、國務大臣の報告に関する件(平成五年度地方財政計画について)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

旨説明

以下 議事日程のとおり

○ 議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

出の効率化に徹し、地方財政の健全性の確保にも留意し、節度ある行政運営を行うことを基本としております。

以下、平成五年度の地方財政計画の策定方針について御説明申上げます。

第一に、地方税については、最近における社会経済情勢の変化に対応して早急に実施すべき措置を講じることとしております。

第二に、地方交付税については、将来にわたる交付税総額の安定的な確保に配意しつつ、平成五年度の地方財政の円滑な運営に支障が生じないよう、その総額を確保するとともに、四千億円を減額する特例措置等を講じることとしております。

第三に、公共事業等に係る国庫補助負担率の恒久化に伴う地方財政への影響額等については、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう適切な財政措置を講じることとしております。

また、義務教育費国庫負担金等のうち共済費追加費用、保健所運営費交付金等の国庫補助金等の一般財源化及び国民健康保険制度に係る保険基盤安定制度の暫定措置に伴う影響額については、所要の財源措置を講じることとしております。

第四に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、景気にも十分配慮して、自主的・主体的な活動ある地域づくり、住民生活に直結した社会資本整備、地域住民の福祉の充実、快適な環境づくり、住民生活の質の向上のための社会資本の整

立て徹底した節減合理化を図るとともに、景気に十分配慮しつつ、自主的・主体的な活力ある地域づくり、住民生活の質の向上のための社会資本の整

ついて補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに、平成五年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は七兆五百一億円、二・八%の増加となっています。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申上げます。

平成五年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に三百七十億円を加算した額から、特例措置額四千億円及び交付税特別会計借入金元利償還額千八百二十四億円を控除した額とするとした結果、十五兆四千三百五十一億円となっています。

また、特例措置額四千億円に相当する額等につきましては、後年度の地方交付税の総額に加算することとしております。

また、平成五年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的な地域づくりの推進、高齢者の保健福祉の増進、森林・山村対策等のため地方団体が必要とする経費の財源を措置するため、単位費用を改定すること等としております。

さらに、平成五年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的な地域づくりの推進、高齢者の保健福祉の増進、森林・山村対策等のため地方団体が必要とする経費の財源を措置するため、単位費用を改定すること等としております。

以上が、平成五年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○ 議長(原文兵衛君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。山口哲夫君。

○ 山口哲夫君(拍手) 私は、日本社会党・憲民主連合を代表して質問をいたします。

地方交付税並びに地方政府計画の質問に入る前に、今日非常に重大な情勢を迎えておりますカソロジア問題について質問をいたしたいと思います。詳しくは改めて政府から報告があると思いますので、本日はとりあえず以下の問題について質問をいたします。

既にカンボジアにおいては「一名の日本人死を含む五十二名の国連要員の死者が出ており、」この教はさらにふえるおそれが強いのであります。私は、これらの犠牲者に心から哀悼の意を表明いたします。

さて、村田國家公安委員長とは、けさカンボジアから帰国されたばかりですが、早速お聞きをいたしたいと思います。

ソで会見された警察官からどのような報告と要請を受けられたのか、具体的に報告をいただきたいと思います。また、明石代表に対して何を要請され、どのような回答を得たのか、さらにカンボジア情勢とUNTAC要員の安全確保についてどのような見通し、認識を得られたのかを御報告いただきたいと思います。

我が党は、自衛隊を除く文民のPKO要員の派遣を主張してまいりました。しかし、これはあくまで平和維持活動の原則が守られていくことが前提であります。

のが衆目の一致するところであります。武力衝突

いますけれども、総理の答弁を求めるものであります。

は八千五百億円、その前の年は四千五百二億円、三年間で何と一兆七千二億円という莫大な金額

2

呈しております。軍隊の宿營地への集結や武装解除も実施されおりません。パリ協定に言う停戦

さて、地方財政計画と地方交付税に関する質問をいたします。

國に吸い上げたのであります。当然私どもは許ことはできないのであります。このことにつて、自治体の財政的な権限を一方的に國が踏み

NTAC自体が紛争当事者の一方から公然と敵視されております。UNTACがボル・ボト派を除

体との関係について確認をしておかなければなりません。

じつたと考へるけれども、総理のお考へを開きたいのであります。

く各派の軍閥で其勢力を守らせるとするならば、國連の中立性さえ問わることになるのではないでしようか。これでは自由かつ公正な選挙は全く

七年間 私は予算委員会で当時の中曾根総理の答弁を聞き、この質問をいたしましたことがあります。そのとき中曾根総理の答弁は、自治省が本来持っている監督権に基づいて自治体を指導助言するというのが国が監督権

このよきな考え方があるからこそ、私どもは、方行政委員会でも国会決議をいたしました。すわち、「地方交付税を国の一般会計を通してことく、国税収納金整理資金から直接交付税及び議

勢及び紛争当事者とUNTACの関係について、  
不可能と言わなければなりません。カンボジア情  
緒理の認識をお伺いしたいのであります。

権に基づいて自治体を指導助言するというのが、市町村と自治体との関係であると答弁をいたしました。晒然としたのであります。まさに戦前の内務官僚の考え方をそのまま持っているのであります。国民の

國税収納金整理資金から直接交付税及び譲  
税配付金特別会計に繰り入れる制度を積極的に  
討する」と、毎回のように国会決議をしてい  
のであります。すなわち、交付税というものの

興にあり、選舉はそのための手段であります。この際、国連は紛争当事者の合意と協力が得られるよう説得と調整に全力を尽すべきであります。

と自治体との関係というものは、国が上にあって、下にいる自治体が下にあるなんというものではありますまい。これはあくまでも対等、平等が原則であります。

国的一般会計を通すのではなくして、直接地方  
付税の特別会計に直入をせいというのが私ども  
考え方なのでござります。これに対する大蔵大  
臣とそれから自治大臣の見解を承りたいのであり

その結果、選舉が多少延期されることがあるでしょうけれども、選舉さえ実施すれば事足りりといふ態度では、紛争はさらに拡大し、本来の和解に貢献するどころか、むしろ二義生じるおそれがある。

す。そういう考え方方に立つならば、まず地方自治体が持っている権利というものをきちんと認めることですが、国と自治体との関係で最も重要な問題であると言わなければなりません。といふこと

とそれから自治大臣の見解を承りたいのであります。  
さらに問題は、法律とそれから大蔵大臣と自  
大臣の間で決められた覚書まで踏みにじって、  
二二五三一章二二二〇款六項と二二五  
す。

になりかねないのであります。

が、その権利を財政的な面で四千億も特例減額をやるということで踏みだじったのが今日の実態であります。

千二百三十一億円という莫大な金額をこれまで方的に四年間延期して九七年度から交付税に加算するということをやつてしまりました。これどもとしては到底納得できることではありますまい。

現実に立脚して、PKOのあり方を根本的に問う直すとともに、これ以上の犠牲者が出ないよう自

地方交付税というものは、五つの国税に対する一定率を掛けたその金額が地方交付税の総額であります。

私どもとしては到底納得できることではあります  
ん。国の権力によつてこれは地方財政を支配し  
といふことになるのではないだらうか。この占

(号外) 報官

さて、地方自治体にはやらねばならない問題が山積をいたしております。例えば道路の舗装率一ひとつとっても、国道は八七・七%、これに比べて都道府県道は四八・三%、市町村道に至っては一五・一%という、まことに少ない舗装率であります。本来、国民の多くが通勤、通学あるいはお買い物に毎日使うこの市町村道が最も舗装率がおくれているという実態なのであります。

さらに、今、政府は、西暦二〇〇〇年を目指して寝たきり老人ゼロを実現しようということで、ゴールドプラン、すなわち老人保健福祉計画を行なっております。その重要な事業の一つにホームヘルパーの増員問題があります。ところが、このホームヘルパーを二〇〇〇年には十万人にするという計画でありますけれども、そのことが実現されたいたしましても、西暦二〇〇〇年で人口十万人に対するホームヘルパーの数は何とわずかに九十人であります。福祉国家と言われるスウェーデンは現在既に十倍以上の九百二十人であります。したがって、地方自治体はもっと積極的にこの事業を実施していかなければなりません。

また、生活関連社会資本整備の国際比較を見ますと、道路の舗装率は、イギリスが一〇〇%、ドイツが九九%、アメリカ九〇%、フランス九二%、日本はわずかに七〇%であります。下水道の普及率は、イギリス九五%、ドイツ九一%、アメリカ七三%、フランス六四%に対しても、これま

た日本はわずかに四五%であります。都市公園一人当たりの面積に至っては、ドイツが三十七・四平米、イギリス三十・四平米、アメリカ十九・二平米、フランス十二・二平米に対し、我が国は何と一けたの二・六平米であります。

このように社会資本整備は、総理は生活大国を目標そうとしているけれども、極めてお粗末なのが実態なのであります。このようなことは文化面においてもあるいは環境面においても同じことが言えるのであります。我が国はこういった公共事業を急がなければならないのであります。したがって、生活大国を目指そうとするならば、その実現のために最も財政負担を強いられている地方自治体に対し、まず財政計画を大幅にふやし、そ

れけれども、総理の見解を承りたいのであります。さてもう一つ、国庫補助負担金の一般財源化の問題があります。これについては我が党も基本的には賛成であります。しかし、権限の移譲がセットでなければならぬという条件つきであります。

最後に、来年度以降、総理は特例減額あるいは補助負担金の交付税枠内での一般財源化は絶対にやらないということをここで明言していただきたいと思いますし、またこれから行なわれようとする新総合経済対策の地方財政に対しましては、この地方財政に十分な措置をとる、自治体に負担をかけないということをここで約束いただき、答弁のいかんによつては再質問することを議長にお願いして、質問を終わります。(拍手)

た日本はわずかに四五%であります。都市公園一

の見解を承りたいのであります。

政府はどうも野党を甘く見てはいるようではあります。どうせ野党は交付税には反対しないであろう、そういうふうにたかをくくつて、したがってこの三年間連続して特例減額をやつてきたのではないでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君登壇、拍手) ジアにおいて国際平和協力業務に従事しておりますが、我が國文民警察要員五名が、他のUNTAC要員とともに武装グループに襲撃されました。うち高田晴行さんが殉職され、残り四名の方々も負傷されるという痛ましい事件がありました。

さて、四月十三日に発表された新総合経済対策十三兆二千億円、この中には地方単独事業が三兆五千億円も含まれております。公共事業四兆一千七百億円、この大部分は地方自治体が負担をして実行しなければならないのであります。地方自治体は、総理の言う新総合経済対策を進めるためにも大変な財政負担を強いられるのであります。私も大変な財政負担を強いられるのであります。私はどちらもこういう実態を考えるときだ。これからまた地方自治体の財政が苦しくなるうとしているときに、我々の今日までの忠告に一切耳をかさないというのであるならば、我々も今後この地方交付税に反対する決意を固めなければならないときが来るのではないかと考えるのであります。

最後に、来年度以降、総理は特例減額あるいは補助負担金の交付税枠内での一般財源化は絶対にやらないということをここで明言していただきたいと思いますし、またこれから行なわれようとする新総合経済対策の地方財政に対しましては、この地方財政に十分な措置をとる、自治体に負担をかけないということをここで約束いただき、答弁のいかんによつては再質問することを議長にお願いして、質問を終わります。

しかし、現在カンボジアの情勢を見ますと、このような局地的な停戦違反事件はございますが、

もとより全面的に戦闘が再開されているわけではありません。また、カンボジアにおける紛争当事者各派はパリ和平協定におのれの署名をいたしており、UNTACの設立についてもSNCを通じてこれを受け入れ、またUNTACの活動を受け入れているわけであります。ポル・ボト派自身も、パリ和平協定につきましては、最近の声明においても和平協定そのものは自分たちは認めるのである、むしろ和平協定が十分に忠実に実施をされていないところに問題があるというのが主張であります。

すなわち、ポル・ボト派の主張によれば、ペトナムの人たちがまだ多数残留をしておるということによること、あるいはSNCが期待されたような独立の権限を十分に行使していないといったようなそういう主張でございますので、ポル・ボト派自身がパリ協定という和平の枠組みあるいはUNTACの活動を否定するというような立場には立っていないというふうに思われます。事態は複雑でございますが、基本的にはそういう構図であるというふうに思われます。

したがって、パリ和平協定に基づく和平プロセスの基本的枠組みは依然として維持されている、いわゆる法に言う五原則は満たされているといふうに考えておりますので、ただいまの時点で中斷・撤収等を検討すべき状況ではないというふうに私は判断をいたしております。

また、このようなポル・ボト派の選挙不参加に

もかかわらず、既にカンボジアにおきましては住民の九〇%と推定される四百七十万に上る選挙登録が行われております。このことはカンボジアの國民の多くが選舉を望んでいるということとの証左であると思われますし、また制憲議会選挙を予定であります。

殿自身もこれについて、つい二、三日前にも国民に呼びかけられ、また国際社会も屢々これを確認しているところでございますから、我が国としても選挙が予定どおりかつ安全裏に実施されるようU.N.T.A.C.関係諸国とともに努力をすることが

この際緊急な要務であらうと思います。いずれにいたしましても、派遣要員の安全対策につきましては、政府として万全を期してまいりたいと考えております。

次に、法案につきましての御質問でございましたが、国と地方公共団体とは、國民がゆとりと豊かさを実感できる生活大国の実現という共通の目標に向かって、御指摘のようにそれぞれおのれの機能と責任を分担し協力する関係にあると承知をいたしております。その際、住民に身近な行政は

なるべく住民に身近なところで地方公共団体が処理されることがこれが考え方の基本であると考えております。そのためには、國から地方への事務・権限等地方分権を推進し、地方公共団体の自主性、自律性の強化を図ることが必要であ

したが、地方交付税は地方団体に法律上当然に帰属するという意味において地方の固有財源であると考えて差し支えないと思います。平成五年度の

地方財政につきましては、住民福祉の向上、景気配慮した地方単独事業の大幅な増額など財政需要を的確に見込み、所要の地方交付税総額を確保した上で、現下の厳しい国の財政事情のもとで国と地方の公経済のバランスをも勘案し、地方交付税総額の特例措置を行うこととしたものであります。

して、この間の事情につきましては何とぞ御理解を得たいと存じます。

その際、今後地方交付税の安定的な確保と地方財政の健全性の維持が不可欠であるという観点から、法律や覚書によって五年度の地方交付税に加算することとされておりました額について、その一部を後年度に繰り延べることといたしたものであります。今後とも地方財政の円滑な運営には十分配慮をしてまいらなければならないと思います。

生活大国を実現いたしましたために、住民に身近な行政を行っている地方団体の役割はもとより極めて重要であります。自主財源である地方交付税とあわせ地方交付税等の一般財源の充実強化が必要だと思います。今後ともこうした観点から、地方交付税所要額の確保等地方一般財源の充実強化を図ついくことといたしたいと思います。

まことに、このように私が基本認識であります。

地方交付税の性格についてもお尋ねがございましたが、私の基本認識であります。

なるべく住民に身近なところで地方公共団体が処理されることがこれが考え方の基本であると考えております。そのためには、國から地方への事務・権限等地方分権を推進し、地方公共団体の自主性、自律性の強化を図ることによりまして地方財政全体として必要な

財源を確保し、地方財政の運営に支障が生じることのないよう措置することといたしているところです。

地方財政そのものは、多額の借入金残高を抱えています上、現下の経済状況のもとで税収の伸び悩みなど厳しい環境に置かれているものと認識をいたしております。決して余裕がある状況ではありません。また、今後社会資本整備の充実、高齢化社会の進展への対応など多額の財政需要が将来にわたって見込まれているところです。このため、今後とも地方財政の円滑な運営に支障が生じませんよう、地方財政計画の適切な策定を通じ地方財政の充実を図っていく必要があります。このため、今後とも地方財政の円滑な運営に支障が生じませんよう、地方財政計画の適切な策定を通じ地方財政の充実を図っていく必要があります。

○國務大臣(村田敬次郎君) 私は、官憲總理からの御指示によりまして、五月八日から十二日までカンボジアを訪問いたしました。その際、今回のカンボジア訪問におきまして、バンコク市内の病院に入院中の文民警察官四名を見舞ったほか、ブノン・ポン市内において文民警察官十三名と会見いたしましたが、彼らからは治安状況や生活環境についての報告を受けました。非常に彼ら文民警察官の諸君は、責任感旺盛にして誠心誠意しっかり勤務に精励をしておられるという頗もしい印象を受けて帰つてまいりました次第でござります。

官 報 (号 外)

また、明石代表との会見につきまして御報告を申し上げます。私は明石UNTAG代表に対し、文民警察隊員に対する警護の強化、配置先の再検討、ブノンベンにおける安全対策会議の開催などを強く要望いたしました。それに対して明石特別代表からは、UNTAGとしても隊員の安全対策に万全を期したい、UNTAG要員の配置について再度緊急に検討したい、安全対策のための会議を巡回によって行うといった対応が示されました。

いているように、地方交付税の性格、すなわち地方公共団体の固有財源であることをより明らかにする措置であると考えており、自治省としてはその実現を図ることが望ましいものと考えております。

のか、その概要についてもう少し具体的に説明をしていただきなければ、今のような説明では一体何のために行ったのかさっぱりわからないではないでしょうか。もう少し誠意を持った説明をいただきたい。

く食い違つてゐることに対し、今單にパリ協定が認められているところだけでもつて撤退せないといふことにはつながらない、このことを強調したいのであります。

特別代表からは、UNTACとしても隊員の安全対策に万全を期したい、UNTAC要員の配備については再度緊急に検討したい、安全対策のための会議を巡回によって行うといった対応が示され

○國務大臣(林義郎君) 山口議員の御質問に答へ  
え申し上げます。

パリ協定はボル・ボト派が認めていたと盛んに言  
うけれども、問題は、国連のPKO三原則の一番  
大事なところの紛争当事者の停戦合意の成立が崩  
れていっているではないか、この一番大事なことが崩れ  
ているのになぜ今までPKO活動を続けなければ  
ならないのか、そういうことについて具体的に  
説明を求めているのであります。

特に、このPKO三原則の第一というものは、  
それは自治体固有の財源であることを認めておきな  
がら、それではなぜ四千億を吸い上げるのかとい  
うことに対する理由は何も言わないでただ認めて  
ほしいと言つたって、地方自治体はこれは納得で  
きる問題ではないであります。この理由を明らか  
にしていただきたい。

そしてもう一つは、この交付税を一般会計から  
特別会計に入れるのではなくして、直接特別会計

しかから、現在カンボジアにおいて全面的な停戦が行われているわけではなく、パリ和平協定の枠組みは依然維持されると総理から御答弁のあったとおりでございます。こうした情勢のもとで、世界でも最大の二万六千人のUNTAC要員

が選舉実施に向けて現在懸命の努力をしているところでございます。したがつて、我が國から派遣  
されている要員につきましても、各国と同様その安全対策に万全を期することは言うまでもあります  
せんが、引き続き相当業務を進めることができ非常に重要であると考えております。

○議長(原文兵衛君) 山口哲夫君。  
〔山口哲夫君登壇、拍手〕

の三原則は守られていない、崩壊していると見なければならない。そうするならば、当然我が国が國の要員も撤収しなければならないのではないでありますか。そのことはこの法案提出のときに盛んに政黨みずからが言っていたことではないか。それと△

て答申して、直入をしなさいということを再三言つておる。それを一向に守らないといふのは一体どういうわけなんですか。總理の見解をもう少しあはつきりとお聞きしたいのですがあります。(拍手)

地方交付税を一般会計を通してなく交付税特別会計へ直接繰り入れる措置につきましては、か

○山口哲夫君 村田国家公安委員長は極めて重要な任務を持ってカンボジアに行つたはずであります。一体文民警察官と会つてどんな報告を受けた

平成五年五月十一日 参議院会議録第十五号

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 第一の問題は、先ほどお答えをいたしましたが、十三年に及ぶ戦闘が行われて関係者がすべて戦い疲れ、結局いろいろ経緯はございましたけれども、各国も仲介をいたしてペリの和平協定というものができた。これには全部の各派が署名をいたしましたのでございまして、それが基本の枠組みでございます。

そこで、ただそういう状況でございましたから、平和を確保するために国連の平和維持活動が始まったわけでござりますけれども、過去にそういういきさつがございましたから、すぐにすべてが静かになるというわけにはいかない、平和を確保するという努力が今選舉に向かって行われているというのが現実であると思います。

そこで、確かにクメール・ルージュは御承知のように一種の攻撃的な行為がところどころでございましたけれども、先ほども申しました、ペリ和平協定というものはむしろ積極的に評価をしている立場であります。それが、ベトナム人がなお排除されていないという主張であって、ペリ和平協定そのものを否定しているという立場ではない。これはペリペル最近の声明もそう言つておるわけでございますが、そういう意味で停戦合意というものが破れていないというふうに考

えるわけであります。

次に、地方税のことについてお話をありますて、確かに地方財政も決して楽ではございませんけれども、国の財政もさらにそれを上回るような状況の中、予算編成に際しまして、結局地方の財政国財政といつても、いずれにしてもそれは国民の財政であるというような大乗的な見地から地方に対して了解を得てああいう措置をいたしました。これは決して本来好ましいことではございませんけれども、総合的に考えました措置としていたしましたもので御理解を得たい、こう考えておるわけでございます。

最後に、直入の問題は、これは長い間の御指摘のような議論のある問題でござりますけれども、いずれにしても予算制度、会計制度等々に非常に大きな影響のある問題でござりますので、両省間でなお協議を続けてもらいたいというふうに考えております。(拍手)

〔國務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 実際にカンボジアに参りました、そして私が見た生な感想を述べさせていただきたいと思います。

カンボジアには二万六千名のUNTAC要員、C要員、国連、日本も全面的な協力をするという建前でございまして、このことは明石代表とも一

時間半にわたって会見をし、そして強く日本の文

民警察等の安全を心から要請を申し上げたわけでございます。

そして、ブノンベン市内で行われました文民警察との会見、あるいは現地を視察して各地の方々、そしてまた日本の文民警察官との会見におきました。そして、私は先ほど申し上げたように、ございました。

これらの文民警察官は責任感旺盛で、一生懸命職務に従事しておるという、私は国家公安委員長あるいは自治大臣としての所感を得て帰ってきたところです。率直にここで御報告を申し上げます。

また、交付税の直入問題につきましては、総理からも御答弁がございました。これは先ほど申し上げましたように、地方固有の財源であるということで自治大臣としては直入制度を心から望んでおるわけでございまして、公経済を担う大蔵、自治両省がその両翼として貸し借りという問題が出

ておるわけでございますが、これは必ず全額国家財政から返していただくという建前であり、その方向に向かって協議を続けておるところでござります。この点は絶対に御心配がないよう努力をいたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 自治大臣の答弁について

この法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督是正機能をより強固にするとともに、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずるほか、株式会社の資本調達の需要の増大の状況にかんがみ、企業の資金調達の方法の合理化を図るとともに、それに伴

する監督是正機能をより強固にするとともに、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の一部を改正しようとするものであります。その改正の要点は、次のとおり

あります。

○議長(原文兵衛君) まず、商法につきましては、第一に、株主の代表訴訟の遂行に伴う株主の負担を軽減するため、この訴訟の目的の価額を九十五万円とみなすこととするとともに、代表訴訟に勝訴した株主はこの

商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求める法律案につきまして、提出者の趣旨説明を求めたいと存しますが、御異議ございませんか。

官 報 (号) 外

訴訟に要した費用で訴訟費用でないものの相当額の支払いを会社に対し請求することができる改正をすることとしております。

第一に、株主が会社の会計帳簿等を閲覧謄写することができるることを容易にするため、閲覧謄写することができる株主の持ち株要件を発行済み株式の総数の十分の一から百分の三に緩和する改正をすることとしております。

第三に、株式会社の監査役の地位の強化を図るため、監査役の任期を二年から三年に伸長する改正をすることとしております。

第四に、企業の資金調達の方法の合理化を図るとともに、それに伴い、社債権者の保護を強化するため、社債発行限度に関する規制を廃止し、これにかえて、社債を募集するには、会社は、社債管理会社を定め、社債権者たために社債の管理を行なうことを委託することを原則的に義務づけるとともに、社債管理会社の社債権者に対する義務及びその権限を明確にし、また、社債権者集会における社債権者の議決権の行使を容易にする改正をすることとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、大会社における監査役制度を充実強化するため、第一に、監査役の員数を二人以上から三人以上に増員する改正をするとしております。

第二に、監査役のうち一人以上は、その就任前五年間、会社またはその子会社の取締役または使

用人がなかつた者でなければならないとする改正をすることとしております。

第三に、監査役の全員で監査役会を組織し、監査役会において監査役の協議により監査の方針等を定めるとともに、監査役の報告に基づいて監査報告書を作成しなければならないとする等の改正をすることとしております。

最後に、担保附社債信託法につきましては、担保付社債の募集の公告の制度を廃止して、社債申込証により募集及び申し込みをさせる等の改正をするほか、商法の社債に関する制度の改正に伴い、所要の改正をすることとしております。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等を廃止することで、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等を廃止するとともに、非訴事件手続法外六十八の関係法律について規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

○峰崎直樹君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま議題となりました二法律案に対し、總理並びに閣僚大臣に質疑を行います。去る四日、国連カンボジア暫定統治機構UNTに派遣された文民警察官五人の死傷事件が発生しました。

質疑に先立ち、私は死亡した高田晴行警視の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に衷心よりお悔やみを申し上げます。また、負傷された要員各位に心からお見舞い申し上げます。

このような事態に対し、總理は仕方ないと発言されたとも報じられておりますが、その真意を明らかにしていただきたいと存じます。

さて、商法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたいと法務大臣が法制審議会に諮問したのは今から四十年近くも前の一九五四年、昭和二十九年のことです。その答申を受けたこれまでに累次にわたる法改正が行われてまいりました。

特に、一九六五年、昭和四十年代からの数年間の商法改正は、いずれも資本の自由化と株式会社の不祥事対策を背景にしたびほう策的改正などまるものとは言えないでしょうか。確かに、会社は利潤を追求する営利法人であつて慈善事業団体ではありません。しかしながら、現代の国民生活や海外取引は企業の存在抜きには語れないものとなつており、今や会社の社会性、公共性は国際的にも無視することはできない時代になつております。

その意味において、商法改正は決して政治改革と無縁の存在ではないし、また取締役や監査役の犯罪を阻止できず、などまるところを知らない多

○峰崎直樹君 私は、日本社会党・護憲民主連合

一九七四年、昭和四十九年の商法改正案の議決に際し、本院法務委員会は、「大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう、株主総会及び取締役会制度等の改革」を行うよう政府に求めました。

ところが、国民の怒りと政治不信を増幅させた東京佐川急便に見られる取締役の特別責任事件、イトーヨーカ堂や金権腐敗政治とも密接に関連した平和相互銀行事件に見られる監査役の不祥事等々、累次の商法改正にもかかわらず、企業犯罪事件以来、政治腐敗はとどまるところを知らず、総理御自身も関与を指摘されたりクルート事件に見られる企業の反社会性も記憶に新しいところです。さらには、やみ献金の原資とも見られる今般のゼネコンなどの異常なまでの使途不明金の存

在、これらはいずれも長期自民党政権支配のもとにおける汚職と利権政治を再生産する構造的な政治機構が一向に改善されではおらず、またこれまでの商法改正が何ら本院の附帯決議にこたえるものとはなつていいことの証左ではないでしょうか。

額の使途不明金をチェックできない監査制度等は、株主や債権者などの権利を完全にじゅうりんするものであり、この際、商法サイドからの徹底的な改革も必要になっているのではないでしょか。

さらに、会社法については、ここ十数年来顕著となっている経済の国際化等の進展に伴う企業経営環境の激変に配慮し、国際会計基準の導入等をも念頭に置き、また二十一世紀を展望した新たな視点から、我が國のあるべき企業法制を構築するための抜本的見直しを図る時期が到来していると言えるのではないでしょか。

私は、このような認識のもとに、今回の改正法案の疑問点などについて順次お伺いしていきたいと思います。

まず、私の認識に対する総理の御所見を伺いたいと存じます。

次に、総理の政治姿勢を伺いたいと存じます。

今や政治改革の最大の課題は、金權腐敗政治を一掃し政治倫理を確立することにあると思います。そのためには、総理の強力なリーダーシップのもとに所要の新法制定を検討するほか、現行の法律や制度の運用を一部改正の必要性を含めていかに一体的、有機的に活用してその実効性を図っていくかが求められているのです。

それには、第一に、企業・団体献金を即座に廃止することが必要です。幾ら政治家個人間の密附を禁止しても抜本的な改革にならないと思い

ますが、いかがですか。

第二には、代表質問で我が党の矢田部議員が質問したように、英國並みの政治腐敗防止法の速やかな制定が必要です。今衆議院政治改革調査特別委員会で審議中の自民党提出の関連議案では真の政治净化への基本法と言うには甚だ不十分だと思います。総理・总裁として、矢田部議員に対する答弁の責任を問いたいと思います。

ところで、今回の商法改正も理念的な改正となり、真に機能的、効果的な法改正になつてないというのが学者、有識者の多数意見です。基本法たる商法の改正には十分なる検討と精緻な理論的整合性が要請されるにもかかわらず、七月の東京サミットを念頭に、日米構造問題協議での摘要事項を早期に解決しようとする余り、総理お得込んで本案の早期成立を期し、その速やかな施行を図る旨決定したのではないかと存じます。仮に今国会で成立したとしても、施行期日が數ヶ月先と予想される本案に景気対策の効果を期待することはそもそも困難であるし、官澤内閣の経済運営の失敗を棚上げにしたまま、安易に基本法たる商法をなりふり構わず経済対策に結びつけようとする発想は筋違いだと思いますが、いかがですか。

バブル当時に発行されたワラント債の償還が本年度約十一兆円に上ると言われております。今回この社債制度の改正はそれをも念頭に置いたものであります。企業の資金調達の関係上どうしても改正案あり、企業の資金調達の関係上どうしても改正案

の年内施行に持つていきたいというのが政府・自民党の本音なのではないでしょうか。そうだとす

ると、このような社債発行を許容していた現行の制限規制そのものが不備であったと言うべきであるし、何よりもバブル経済の運営に加担した政府・自民党的責任が問われるべきなのではないで

しょうか。資金調達の容易化は、会社にメリットはあるても、本当に社債権者の保護の強化につながる改正と言えるのでしょうか。発行限度枠の撤廃を焦る余り、将来の不良債権の発生防止に手抜かりはないと言えるのでしょうか。社債管理会社の設置だけで本当に社債権者は十分保護されると言えるのでしょうか。

また、さまざまな意見のある自己株式の取得及び保有に関する規制の見直しについても、新総合経済対策において次期常会までにと期限をつけてまで結論を急ぐ理由についても明らかにしていただきたいと思います。

次に関係大臣をお伺いいたします。

監査役の任期の伸長や員数の増員、監査役会の法定化はおおむね大企業の現状を追認化するだけの改正ではないでしょうか。実務的には既に行われていることを法定化することにどのような意義があるのでしょうか。これで監査機能の強化が図られるとする根拠についても明らかにしていただきたいと思います。

監査役の任期の伸長や員数の増員、監査役会の法定化はおおむね大企業の現状を追認化するだけの改正ではないでしょうか。実務的には既に行われていることを法定化することにどのような意義があるのでしょうか。これで監査機能の強化が図られるとする根拠についても明らかにしていただきたいと思います。

私は、監査役機能の実効性担保のためには、監査役の選任、人事権の独立性を確保する改正の方がよほど実務的ではないかと考えています。監査役制度の改正は、社外に人材を求める監査役会を法定化することに意義があるのでなく、経営

達方法を合理化するための改正が行われたわけですが、今回の改正はこのような一連の商法改正作

業の一環としてはどのように意義づけられるのでしょうか。商法の抜本的改正終結への展望を含め、何よりもバブル経済の運営に加担した政策で今後の方針を明らかにしていただきたいと存じます。

次に、改正案は株主による会社の業務執行に対する監督は正機能の強化のために所要の改正を行うこととしているのですから、一九九〇年、平成二年の改正では取り上げないこととされた計算書類の登記所における公開制度や中規模会社の計算書類の適正担保の制度こそ今回の改正案に含める努力をするべきであつたと思います。なぜ今回の改正案に含めなかつたのかを明らかにしていただきたく思います。

者の影響力の及ばないところで選任されるようになりますことこそ重要であると思いますが、いかがでしょうか。

また、今回の改正案の社外監査役についての選任要件は極めてあいまいで、運用上の抜け道もあります。要件について見直す考えはありませんか。監査役会の法定化は監査役個人の意見反映の機会を現在よりも減殺させることにはなりませんか。従来の答弁との整合性についても明確な説明を求めます。

政治改革との関連において、今やみ献金の原資ともなっている使途不明金の是正が大きな社会問題になつております。取締役が経理操作を行つたとしても、貸借対照表や損益計算書等の会計帳簿からのチェックは必ずしも容易ではないと想像されますが、現実的に会社の計算書類等からは形式的には把握しがたいと思われます。しかも、現行商法上の仕組みは、不実記載や粉飾決算等の場合などに所定の罰則が適用されるケースが考えられるだけで、使途不明金そのものの発生を防止するような手立ては何ら講ぜられておりません。現在は専ら税法上の問題として処理されておりますが、これでは監査機能の強化と言つてみては、株主の権利擁護のためには何の改善にもなりません。

そこで、取締役の忠実義務違反の觀点から、商法においてもその規制のあり方を真剣に検討す

べきではないかと思いますし、法人税法第百五十

九条の積極的な運用も検討する必要があると思います。関連法規の一体的、有機的対応の必要性を含めて、法務大臣、大蔵大臣の所見を伺いたいと思います。

また、使途不明金の多いゼネコン各社に対し、指名競争入札制度や譲合等、やみ献金等の誘因になつていると思われる事項や企業倫理確立のための指導について、建設大臣から是正の概要と決意のほどを伺つておきたいと思います。

次に、株主の代表訴訟の目的的価額を九十五万円とみなすこととする改正は、裁判所によって取り扱いがまちまちとなつてゐる訴訟費用の算定に公平性を確保するものであり、改善と理解します。ただ、この法理は株主訴訟にとどまらず広くクラスアクション全般に及ぼすように関係法の改正を検討するべきであると思ひますが、いかがですか。

また、いわゆる国民の裁判を受ける権利と訴訟の防止、あるいは総会等による悪用の危険性の阻止についての所見と対応はどのようになつてゐるかも明らかにしていただきたいと思います。

最後に、このような観点に立つて、今後の商法の改正のあり方、抜本的な検討の必要性についての総理の所見を伺つて、私の質疑を終わります。(拍手)

#### 「國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手」

○國務大臣(宮澤喜一君) カンボジアで起こつておりますことは重大な事態でござりますので、その対応について仕方がないなどといふことを発言したことばるとよりございません。

それから、企業の不祥事件について御言及がありまして、商法におきまして会社の業務執行が適正、円滑に行われ、株主、会社債権者及び従業員の利益が十分保護されるよう制度上の改善が図られてきているものと思ひますけれども、一部企業をめぐる不祥事件の発生について、商法その他の法令に従つた会社運営が行われていなかつた結果深刻なものでございますので、かつて十九世紀

でいるのでしょうか。

一九九〇年、平成二年の改正案議決の際の当委員会の附帯決議において、「今後の法改正に当たっては、より一層会社全般の実情に配慮しつつ、実効性ある立法措置を講ずること」を求めました。

ECC統合や日米構造問題協議での問題点の指摘等を念頭に置けば、国際化の進展に伴つて経済活動に関する制度やルールの統一化は国際的にも不可欠のものとなっております。国際会計基準の導入、

金融システムの安定性の確保を初め、企業のディスクロージャーの実施はますます重要になつております。

最後に、このような観点に立つて、今後の商法の改正のあり方、抜本的な検討の必要性についての総理の所見を伺つて、私の質疑を終わります。

(拍手)

団体献金のことにつきまして、これは以前にも申し上げましたが、企業も一つの社会的な存在でありますので、政治活動の自由を有するものと思

います。したがつて、企業等の団体献金は一概に否定すべきものとは思ひません。しかし、それに

いたしまして、我が国のるべき会社法の整備に努めていかなければならないと存じます。

団体献金のことにつきまして、これは以前にも申し上げましたが、企業も一つの社会的な存在で

ありますので、政治活動の自由を有するものと思

います。したがつて、企業等の団体献金は一概に

否定すべきものとは思ひません。しかし、それに

いたしまして、我が国のるべき会社法の整備に

努めていかなければならないと存じます。

それから、企業の不祥事件について御言及があ

りまして、商法におきまして会社の業務執行が適

正、円滑に行われ、株主、会社債権者及び従業員

の利益が十分保護されるよう制度上の改善が図

られてきているものと思ひますけれども、一部企

業をめぐる不祥事件の発生について、商法その他の法令に従つた会社運営が行われていなかつた結果深刻なものでございますので、かつて十九世紀

果ではないかと考えられ、これはまことに残念なことと考えております。

これまで監査制度の充実強化など商法中の諸制度の改善を図り、会社の違法、不当な行為の防止に努めてまいりました。今回の改正における株主の権利の強化及び監査制度の改善もこれに寄与するところが大きいものと期待をいたしております。

それから、我が国のるべき会社法の整備に努めていかなければならないと存じます。

の終わりにイギリスでいたしましたような、あの  
ような政治腐敗防止の努力は目下極めて最も大切  
なことであるというふうに存じております、各  
党とも政治改革について真剣な御論議をいただい  
ておるところと承知をいたしております。

○國務大臣(後藤田正晴君) 峰崎議員にお答えを申し上げます。

また、社債制度の改正は、企業の資金調達の合理化、円滑化及び社債権者の保護という観点から、昭和五十年代から検討を重ねてきたものでございまして、最近における社会経済情勢の変化に適切に対応するものであると考えております。

して社外監査役の方で監査役会の制度が導入され、  
とするものでございまして、これにより、従来に  
比べてより組織的かつ効率的な監査が行われること  
とが期待されると思っております。

次に、今回の改正事項中の社債制度に関するものでございますが、この点につきまして先般の新総合経済対策において言及をいたしておりますけれども、しかし社債制度に関する問題は長期間でござつて、商法改正の重要な課題として検討されてきたものでございまして、当面の経済対策のためにこれが行われたということでは事実でござります。なん。

に対して社債償還請求の権限のはかり業務及び財産状況の調査権を付与するなど、社債権者の権利を保護するために十分な権限を付与するとともに、善管注意義務及び公平誠実義務などをその義務を明確にし、義務違反の場合の損害賠償責任を課すなど十分な手当てをいたしており、証券取引法上の各種の規制及び社債の信用性についての格付制度、こういったものの充実強化とあわせて社債権者の利益は十分に保護されているのではないか、かように考えておきます。

計算書類の登記所における公開制度で会員登録制度を改正案に盛り込まなかったのは一体どういうわけだ、こういう御質問でございますが、株式会社においてはその有限責任の前提として会社の計算の適正を確保し、またその計算書類を公開することが重要であり、そのような観点から法務省では計算書類の登記所における公開制度や中小会社の計算書類の適正担保の制度につき検討を続けておるところでございますが、現在までまだ関係各界の意見の一致を見るに至っておりません。今回の改正案に盛り込むことができなかつせん。

り上げられてきて、あるものやないがござして、總じてこの商法改正というのは非常に長い時間をかけて将来に向かっての大きな作業でござりますので、そのときどきの経済対策からそれをどうことするという性質の問題ではないと、もうふうに考えております。

今後の問題でございますが、社会情勢の変化、企業活動の国際化等を通じまして適時適切にそ  
改正を考えていくことが肝要と存じます。

今回の商法改正は、従前の改正との関連でどう  
よした一休意義づけておるのか、こういう御質問を  
でございますが、法務省といたしましては昭和四  
十年代以降、会社法の全面的見直し作業を行  
て、昭和四十九年、昭和五十六年、平成二年と三  
次検討の終了したものから改正を行ってお  
るものでございますが、今回の改正はこのようなる  
社法の全面的な見直し作業の成果の一つでござ  
ります。

たわけでござります。法務省としては、今後とも  
関係各界の意見を十分にお聞きして、適切な結論  
が得られるよう努力をしていく考え方でござります。  
今回の監査権制度の改正によって監査機能の強化  
化が一体図られておるのかどうか、こういう御質  
問でございますが、監査権は株式会社の最高機  
関である株主総会で選任される会社の機関であ  
り、既に強力な監査権限を法律により与えられ

指摘でございますが、各監査役は監査役会の分担に基づいてその事務を分担して行うこととなるわけですが、監査役会は監査役の権限の行使を妨げることはできません。また、監査報告書には各監査役の個人の意見を付記することができるようになります。そこで、監査役会は監査役の意見反映の機会が減殺されることはないと、かように考えております。

次に、商法においていわゆる使途不明金の規

いたします。(拍手)

特に、監査役制度の改正は、従前の改正において強化された監査役の権限の行使をより容易にするためのものでござります。

いるものでござりますが、今回の改正は監査役任期を延長してその地位の安定化を図るというと、また大会社については、監査役の員数を増

を枚挙すゝまではなしに、こゝの「総括的」な  
いはが、商法上はいわゆる使途不明金といふ  
念は認められていないものだときます。いわ

—



カンボジアに我が國から派遣されておる文民警察官の厳しい生活環境や治安状況、日本とは違った現地での生活の苦労ぶりなどについて報告を受けた次第でございます。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて平成五年度地方財政計画についての国務大臣の報告及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求める存じますが、御異議ございませんか。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。村上労働大臣。

〔國務大臣村上正邦君登壇、拍手〕

○國務大臣(村上正邦君) 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

また、労働時間の短縮が難しい中小企業に対する支援措置の充実が必要となっております。政府といたしましては、このような課題に適切に対処するため、中央労働基準審議会の建議を踏まえ、法律案を作成し、同審議会にお詣りをした

つゝ、労働時間の短縮を推進していくたいと考えております。

衣食足りて礼節を知ると言われてきましたが、

我が国の経済力が相当の水準となり、衣食がある程度満足できるところまできている今日では、生活の豊かさやゆとりを実感するためには、「住」と「時」のゆとりが求められているところであります。

労働時間の短縮は、働く人々が時間的余裕を持ち、家族とのコミュニケーションや健康の増進により、心身を健全にし、能率的でよりよい仕事をするための大きな課題であり、「時」のゆとりを実感することのできる生活大国実現のための大きな柱であります。

このため、政府といたしましては、労働時間の短縮、中でも完全週休二日制の定着に向け取り組んできたところであります。特に、昭和六十二年の労働基準法の改正により、完全週休二日制に相当する週四十時間労働制を法定労働時間の目標として、段階的にその短縮を進めてまいりましたが、既に十分な年月を経ており、週四十時間労働制の実施を図ることが求められているところであります。

第五に、労働時間短縮を進めにくい中小企業等に対する支援を行なうため、労働時間短縮支援センターを指定し、労働省令で定める助成金の支給等を行なうこととしております。

その他、裁量労働制の対象業務の範囲を具体的に命令で定めることとし、また、林業について労働時間法制の適用対象事業に加えることとしております。

なお、この法律の施行期日は、労働基準法の改

上、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、労働基準法第三十二条第一項に明記さ

れており、平成九年三月三十日までの間、必要な猶予措置を講ずることとしております。

第二に、年間単位での休日増を図るために、現行の三ヶ月単位の変形制を最長一年単位の変形制に改正することとしております。

第三に、時間外及び休日労働に係る法定割り増し賃金率について、二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ命令で定めることとしております。

第四に、年次有給休暇につきまして、継続勤務要件を六ヶ月に短縮し、出勤率の算定に当たっては、育児休業について出勤したものとみなすこととしております。

第五に、労働時間短縮を進めにくい中小企業等に対する支援を行なうため、労働時間短縮支援センターや指定し、労働省令で定める助成金の支給等を行なうこととしております。

その他の、裁量労働制の対象業務の範囲を具体的に命令で定めることとし、また、林業について労働時間法制の適用対象事業に加えることとしております。

また、政府の労働時間短縮への取り組みは、一九七九年の新経済社会七ヵ年計画に始まり、その後の二つの経済計画を挟んで、今回の生活大国五ヵ年計画と、実に四つの経済計画と十四年の期間を経ております。しかも現状は、経済大国の名に

短縮の促進に関する臨時措置法の改正部分について

では公布の日としております。

以上が労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がござります。順次発言を許します。庄司中君。

〔庄司中君登壇、拍手〕

○庄司中君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表し、ただいま議題となりました労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、總理並びに関係大臣に質問をいたします。

全くふさわしくない長時間労働の国であります。総理、まずお聞きしたいのは、この長い間の宿題を今なお果たし得ないでいる現状についてどう受けとめ、どう改革しようとしているのかであります。

我が國の進むべき道は、生活大國五カ年計画のサブタイトルにありますように、「まさに『地球社会との共存をめざして』」であります。それは対外関係をそらするだけでなく、我が國経済社会自体を共存型に組みかえていくことであります。我が國は先進工業国であり貿易依存の高い国であります。各国間の商品や人の交流などが頻繁になり、生活パターンが似てきますと、一国のみ労働時間について並み外れた基準でいるわけにはいきません。

その点で、一つの例を申し上げたいと思います。ドイツの有力誌「シニビーゲル」三月二十九日号は、「我が国とドイツの労働時間問題を取り上げ、「コール首相とネッカー・ドイツ産業連盟会長は、日本に負けない輸出競争力を維持するためには、これ以上の時間短縮は避けるべきだ」という見解で一致しており、各企業に対し、むしろ労働時間を延長するよう要請した」と指摘しております。

この指摘は、第一に、我が國の並み外れた長時間労働が国際的な時間短縮の趨勢を押しとどめる役割あるいは逆転させる役割すら持つつあるということであります。さらに第二には、こうした

我が國の年間総実労働時間は、一九九〇年時点の製造業生産労働者で二千百二十四時間、これをドイツ、フランスと比較しますと、実に四百時間から五百時間長いのであります。この原因の一つは、年次有給休暇の付与日数が少なく、付与条件が厳しく、労働者が休暇を取得しやすい法整備が行われていないことがあります。

我が國は、年次有給休暇制度が貧弱であるため、まだILO百三十二号条約を批准できないであります。ですが、今回の法改正に当たっては思い切って国際基準に近づける努力を行なうべきであるというふうに思います。

第一に、休暇の付与日数は依然として最低十日で、国際基準三労働週をかなり下回っています。これは、ILO設立の年である一九一九年につくられた第一号条約であります。何と我が国はこの七十年以上前の条約をいまだに批准できないでいるのであります。それは、同条約の所定外労働時間の最高限度を定めるという要件を現行法制が満たしていないからであります。所定外労働時間上限の法的規制は時間短縮を進める上で緊急の課題であると見えます。なぜ今回の改正でその課題を見送ったのかという問題であります。

第二に、付与条件については、勤続一年を国際基準である六ヶ月に今回改めますが、もう一つの八〇%出勤要件、これは国際基準にはない制限的要件と言えますが、なぜこれを残したのか。そして第三には、休暇を取得しやすくするためには、私傷病、家族責任に伴う休業など、国際基

準にある労働者本人の統御できない休業、この休業の制度化が不可欠ですが、これを全く無視しているのはなぜか。

これらの問題については、労働大臣に答弁を求めたいと思います。

我が國の労働のあり方が公正な競争条件にも得るといいう理由で国際的な経済摩擦の要因になり得るのはなぜか。

長時間労働のもう一つの原因是、所定外労働時間が、つまり残業や休日出勤が余りにも多いということであります。問題は法制度にあります。現行法によりますと、労使協定さえ結べば何時間でも所定外労働がやれる仕組みになってしまいます。別に労働省は、本年一月改正施行の時間外労働協定の適正化指針で年間三百六十時間目安を提示していますが、これは実質的にはほとんど規制力を持っていないのであります。

国際基準であるILOの労働時間に関する条約は、ILO設立の年である一九一九年につくられた第一号条約であります。何と我が国はこの七十年以上前の条約をいまだに批准できないでいるのであります。それは、同条約の所定外労働時間の最高限度を定めるという要件を現行法制が満たしていないからであります。所定外労働時間上限の法的規制は時間短縮を進める上で緊急の課題であると見えます。なぜ今回の改正でその課題を見送ったのかという問題であります。

今回の労働基準法改正で最大の論点は、時間外・休日の割り増し賃金率の問題でした。そして、この法律案では二五%から五〇%の範囲でそれが命令で定まるということになって、法律か

前に発注、休日直後納入が四五%、発注内容の変更が四〇%もあるということあります。これへの企業の対応は、別の労働組合の調査によれば、実に九〇%から七五%が所定外労働を行っているということあります。これでは、下請中小企業は時間短縮を進めようとも進められない。したがって人材確保も難しくなる。つまり、こうした状態をつくり出しているのは発注主体である親企業であるということです。

そこで通産大臣にお尋ねします。こうした状態を抜本的に改善するには、もはやガイドラインに基づく行政指導では不十分で、より強力な法的介入が必要ではないかということです。また、この問題は企業間取引の問題ですので、独禁政策の立場からの見解も求めたいと思いま

すがどうか。このことがあわせてお尋ねいたしました。以上、労働時間短縮の問題は、労使の問題だけではなく、国民生活、さらには国際協調にまで直結する問題であり、より根本的な改善を必要としているということを重ねて要望しまして、私の質問をお終わります。(拍手)

【國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手】

○國務大臣(宮澤喜一君) 我が国の長時間労働の現状について、政府はどう認識するかという最初のお尋ねでございました。

労働時間は近年減少しつづいています。平成四年度の年間総労働時間は千九百五十七時間となりましたが、しかし経済計画で考えております目標の達成にはなお一層の努力が必要である、そういう現状と認識しております。

このため、この労働基準法の改正案により週四十時間労働制への移行を実現するとともに、労働時間短縮に取り組みます中小企業に対する助成制度を創設し、目標達成に向けた労使の取り組みを促進してまいりたいと考えております。

我が国は、経済的地位にふさわしい労働条件を実現するところに、国際的に調和のとれた競争条件を形成いたしますためにも、労働時間の短縮はその観点からも重要な課題と考えます。本当に国民生活の向上を阻害する取引方法、実質的に自由かつ自主的な取引を制限している分野に、今後より積極的に踏み込んでいく考え方を持っているの

の短縮を推進してまいりたいと考えます。  
親企業による下請企業に対する優越的地位の乱用行為につきましては、独占禁止法にも規定がございまして、またわざる下請法に基づきます公正取引委員会においての処理もござります。公正に対処をいたしつあると考えますけれども、な

お十分に注意をいたします。今後とも独占禁止法及び下請法の厳正な運用によりまして、公正かつ自由な競争が確保されていくために努力を続けたないと存じております。

残りのお尋ねにつきましては関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

【國務大臣村上正邦君登壇、拍手】

○國務大臣(村上正邦君) 本日は、各党御質疑を賜るわけでありますが、担当大臣といたしまして誠実にお答えをさせていただきます。

年次有給休暇の最低付与日数については、中小企業について段階的に引き上げが行われている過程であり、平成六年三月末までは八日、その後に十日に引き上げられることとなつております。現時点

で重ねて引き上げを行うことは困難であり、今後の検討課題としたものであります。

年次有給休暇の付与条件につきましては、年次有給休暇の制度は、働く方々の心身の疲労を回復

し、それを奨励するという性格もあわせ持つてゐるため、八割という出勤要件が設けられているものであります。この要件を一律に廃止することは適切でないと考えますが、業務上の負傷や疾病による休業等に加え、今回の改正案では育児休業についても出勤とみなすこととし、一定の改善を図ったところであります。

病気休暇制度や介護休業制度の法制定につきましては、制度の普及状況が必ずしも十分でなく、これまで出勤とみなすこととし、一定の改善を図つたところであります。

所定外労働時間の法的規制の問題にお答えいたしますが、ILO第一号条約については、我が国は労働時間法制はおむねその水準を満たしていないと認識いたしております。

私は我が国の労働慣行等に沿わない面もありますが、時間外労働の法的規制を設ける問題についても、改めて御質疑をお聞かせください。

我が国は、経済的地位にふさわしい労働条件を実現するところに、国際的に調和のとれた競争条件を形成いたしましたためにも、労働時間の短縮はその観点からも重要な課題と考えます。本当に国民生活の向上を阻害する取引方法、実質的に自由かつ自主的な取引を制限している分野に、今後より積極的に踏み込んでいく考え方を持っているの

官 報 (号) 外

であります。このような今回の改正は、時間外労働の抑制、国際的な公正労働基準の確立などの観点から政策目標を掲げたものであり、このような認識のもとに段階的に引き上げに努めていきたいと考えております。

以上、お答え申し上げました。(拍手)

〔國務大臣森喜朗君登壇、拍手〕

○國務大臣(森喜朗君) 庄司議員から御指摘のございました振興基準の法的規制の点につきましては、下請中小企業振興法の振興基準は「下請中小

企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」でございまして、その内容は下請事業者及び親事業者双方の努力目標を定めたものでございます。このため、こうした努力目標に法的な規制を付するということは振興基準の性質から見ましてなじまないものと考えております。

しかしながら、振興基準に盛り込まれております事項、例えば時短の推進を妨げる発注の抑制について申し上げれば、親事業者が費用増を考慮しない単価で短納期発注を押しつけるなど、下請中小企業に過度な負担を強いるような悪質なケースにつきましては、下請代金支払遅延等防止法によります規制の対象となるような制度となっているところでございます。

今後とも、通商産業省としましては下請中小企業振興法の振興基準の普及、啓発に努めますとともに、下請代金支払遅延等防止法に基づく検査を

強化し、下請取引の適正化に全力を尽くす考えでございます。(拍手)

〔武田節子君登壇、拍手〕

○武田節子君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となりました労働基準法及び労

働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

まず、本題の質問に入ります前に、緊急課題となつておりますカンボジアPKO問題について一言質問させていただきます。

去る五月四日、カンボジアで国際平和協力業務に従事しております文民警察官の高田晴行警視が殉職されました。

ここに謹んで心より哀悼を申し上げます。あわせて御遺族の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げます。

さて、村田自治大臣は本日早朝帰国されました。現地情勢の掌握をされてお帰りになったと思いま

すが、日本の今後の対応についてどのような認識を持って帰国されましたか、お伺いいたします。

自治大臣と文民警察官との会見で警察官の方々から、何人死ねば帰されるのですかとか、現地の実情が理解されていない等々の発言があつたと伝えておりましたが、この点、正確な御報告を求

私は、現在のカンボジア情勢について既に停戦の合意が一部崩れているのではないかと危惧を抱くとともに、要員の安全確保という観点から、地域によつては文民の任務の中止を日本政府として検討すべきときに至つていると考えますが、この点について宮澤総理並びに村田自治大臣の見解をお尋ねいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

本題の質問に入ります。

我が国の経済は、戦後の復興から今日まで多くの試練を乗り越え自覚正しい発展を遂げ、今日では世界第二位の経済大国と言われるまでに成長いたしました。しかし、労働者は一貫して長時間労働から解放されことがなく、気がついたときには経済は一流、労働条件は三流というバランスの欠落したゆがんだ社会構造がつくり上げられてしまいました。

ここに謹んで心より哀悼を申し上げます。あわせて御遺族の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げます。

さて、村田自治大臣は本日早朝帰国されました。法改正は戦後労働時間法制の総決算でなければなりません。しかし、法案の内容を拝見いたしましたが、その気概が全くうかがえないのはまことに残念でなりません。生活大団五カ年計画といふうな仰々しい計画を打ち上げるのも結構ではございません。しかし、法案の内容を拝見いたしましたが、日本の今後の対応についてどのような認識

を持っていますが、日本が今後どのように対応するか、お伺いいたします。

自治大臣と文民警察官との会見で警察官の方々から、何人死ねば帰されるのですかとか、現地の実情が理解されていない等々の発言があつたと伝えておりましたが、この点、正確な御報告を求

計画期間中における年間総労働時間を一千八百時間にするという目標を掲げ、その実現のために労働時間法制の見直しを行なっています。政府

は、今や国民的課題となつてゐる一千八百時間の時短目標の達成のため強力なリーダーシップを発揮すべき責務があると考えますが、総理の見解をお伺いしたいと思います。

次に、本改正案の問題についてでありますけれども、まず毎動統計によりますと、昭和三十五年に二千四百三十二時間であった結果労働時間は平成四年には千九百七十二時間までに短縮されました。しかし、労働者は一貫して長時間労働から解放されことがなく、気がついたときには経済は一流、労働条件は三流というバランスの欠落したゆがんだ社会構造がつくり上げられてしまいました。

本来の趣旨に反して恒常化している時間外労働を削減するには、現在のような日安告示や所定労働時間削減要綱による行政指導には限界があります。我が党は、衆議院本会議において、基準法によつて時間外労働の上限を規制すべきであります。我が党は、衆議院本会議においても申し上げましたが、直ちに上限規制を設けることが困難であるならば、日安時間年間百五十時間ないし二百時間程度に改めるとともに、拘束力を持つた制度として整備し直すべきであると考えております。この点に対する労働大臣の見解をお願いいたします。

次は猶予措置についてであります。そもそも労働時間法制は法のもの平等をうたつた憲法の

理念に反するものであつてはなりません。このような観点からすると、大企業労働者と中小零細企業に働く労働者の労働時間が違つてよいはずはありません。したがつて、猶予措置の適用事業所の規模や業種の範囲は極力縮小するとともに、平成九年四月以降に緊急措置と称して猶予措置を持ち越すことのないよう厳正に運用していただきたいと思いますが、労働大臣の見解をお伺いいたしました。

一方、時短を推進する上で、中小企業における時短をどう進めるかが最大の課題になると思います。その時短対策を推進していく上で、一体何が時短の阻害要因となっているのか、どうしたら時短を全産業に徹底できるとお考えなのか、政府の見解をお尋ねいたします。

次は、割り増し賃金率について伺います。

本改正案は、割り増し賃金率について二割五分から五割の範囲内で命令で定めることとしています。しかし、罪刑法定主義の原則に基づき本則で規定されてきた経過を無視し、一定の幅を設けたとはいうものの命令に委任するということは、違法とは申しませんが好ましいことではなく、労働時間法の弱体化をもたらすと同時に、行政裁量の余地を拡大しようとする改悪と言わざるを得ません。

また、時間外・休日労働に対する割り増し賃金は、経済的負担を使用者に課することによってこれららの労働を抑制することを目的としたものであ

ることは、多くの判例が認めています。しかしながら、現在の二割五分という割り増し賃金率は、使用者にとって新規雇用を行うよりはるか安上がりません。したがつて、猶予措置の適用事業所の実質一割五分程度にすぎなくなっているのが実情でありなレベルであり、ボーナスを含めて考えると、使用者にとって新規雇用を行うよりはるか安上がりません。したがつて、猶予措置の適用事業所の実質一割五分程度にすぎなくなっているのが実情であります。このような不合理な割り増し賃金率を改められないのはなぜでありますか。今こそ諸外国の一般的な水準に倣い、時間外五割、休日十割とし、本則に明記するよう強く要求したいと思います。労働大臣の見解をお伺いいたしました。

次は、一年単位の変形労働時間制についてであります。政府は、年間休日の増加を図るために年単位の変形労働時間制を導入すると説明していますが、そもそも無定量の時間外労働が恒常的に行われている状況のもとで採用されるべき制度ではなく、特定の期間の長時間労働をもたらすとともに、特に女性労働者の雇用継続に影響を及ぼし、本来時間外労働となるべき時間が所定内労働時間に組み込まれることによって所得の減少をもたらすなど、多くの弊害をも予想されるところであります。大臣、私はここで事例を挙げて御所見を伺いたいと思います。

所沢市に住むAさん、四十歳、中学三年の子供と二人暮らしの母子家庭、新宿の大手デパート勤務、勤続二十三年のマネジャーで、今月一日より新しい勤務表が渡されました。早出の日は朝八時三十分出社、夕方六時五分退社、正味九時間二十

五分勤務。遅出の日は午前十時二十五分出社、午後八時退社、正味九時間三十五分勤務。いずれも残業手当なし。しかも、定休日が祭日になるとそのまま連続勤務となり、休日は仕事のないときに休ませてもらうという状態で、年休権の自由利用の原則が崩されています。その上、通勤時間に片道一時間半もかかり、遅出のときの帰宅は夜十時、それから食事です。

要するに、女性労働者がいかに厳しい状況に置かれているか、またこのような実態が今の労働行政の視野に入っていないところにその悲惨さが浮き彫りにされております。

こうした実情から考えて、一年単位の変形制の導入に当たっては、季節により業務に繁閑を生ずる事業等に限定し、さらにこの種の業種並びに危険有害業務に関しては、一週、一日の上限時間を

少なくとも現行三ヶ月単位の変形労働時間制で用いられている条件以下の厳しい条件で運用するなど、乱用を防止するための厳しい規制措置を講ずることが必要であると思いますが、いかがでありますでしょうか。

次に、時短促進法の改正では、労働時間短縮支援センターを設置し、労働時間の短縮のための援助を行う事業主団体や時短を行う事業主に対する給付金の支給等の業務を行わせることとしているのであります。最近の労働省の立法例を見ると、援助事業などをを行う場合に、既存の団体を支

援センターとしてオーソライズし、当該団体の事業の拡大と財政基盤の強化を図つてあるケースがありますが、今回の二割五分という割り増し賃金率は、使用者にとって新規雇用を行うよりも安上がりません。したがつて、猶予措置の適用事業所の実質一割五分程度にすぎなくなっているのが実情であります。このような不合理な割り増し賃金率を改められないのはなぜでありますか。今こそ諸外国の一般的な水準に倣い、時間外五割、休日十割とし、本則に明記するよう強く要求したいと思います。労働大臣の見解をお伺いします。

最後に、官憲内閣の公約である生活大國五カ年計画では、国民一人一人が豊かさとゆとりを日々の生活中で実感できる社会を実現すると述べてあります。今回労基法等改正案については、最も配慮されているのは企業経営に対する影響であり、その許容限度の中で労働条件の改善を図ろうとしているにすぎません。このようなスタンスからは豊かさもゆとりも生まれないことをあえて申しあげまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) カンボジアの問題についてましては、先ほどもお答えを申し上げましたが、局地的な停戦違反事件は確かに幾つかございましたが、全面的に戦闘が再開されている状況ではございません。本来、パリ協定についてはカンボジアにおける紛争当事者各派すべての派が署名をいたしておるところでありますし、またUNTAOCの設立を認めております。さらに、SNCを通じてUNTACの活動を受け入れておられるというの

ポル・ポト派も、パリ和平協定につきましては重ねてこれを尊重すると最近も言っております

が、ただ、その履行が十分でない、その履行が忠実でないという批判をしておる立場でございます。それで、基本的に和平の枠組みは崩れていないという判断をいたしております。そういう意味では、法に定めます五原則は満たされていると考えておるわけで、現時点で中止、撤収を検討すべき状況であるとは思っておりません。

なお、選挙につきましては、住民の九〇%、推定九〇%が登録をいたしております。四百七十万でございます。このことは、カンボジアの国民の大多数は選挙による制憲議会、そうして憲法制定ということを望んでおる証左と考えます。政府といたしましては、UNTAC関係諸国とともにそのため努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、労働時間の短縮でございますが、御

指摘のように、豊かでゆとりのある国民生活を実現する生活大国へ向けまして前進を図るために最も大切な課題の一つであるというふうに思いますが。十分な自分の時間を持つて生活設計をすると、うためにも労働時間の短縮は極めて大事なことだと思います。

この法案では、欧米諸国では既に週四十時間制

といふものが定着いたしておりますので、それへ

の移行という大きな課題の実現を図らうとしてお

ります。そのために、労使の取り組みの一層の促進を図るなど、政府といたしましても労働時間の

短縮の実現に全力で取り組んでまいりたいと考え

ておるところでございます。

もとより、労働時間の短縮は労使の取り組みを基本といたしますが、政府としても、経済計画におけるわけで、現時点で中止、撤収を検討すべき状況であるとは思っておりません。

おきました千八百時間の目標を掲げておりますので、労使の取り組みを促進いたしましたためにも、積極的なそのための御援助をいたしたい、不可欠と考えます。

労働基準法の改正によりまして、週四十時間労働制への移行を実現するとともに、労働時間短縮に取り組んでおられる中小企業に対しましては助成制度を創設し、目標達成に向けた労使の取り組みを政府といたしましても促進してまいりたいと考えているところでございます。

残りのお尋ねにつきましては関係大臣からお答

えをいたします。(拍手)

〔國務大臣村上正邦君登壇、拍手〕

○國務大臣(村上正邦君) お答えいたします。私

への質問を整理しますと六問かと思思います。

第一問でございますが、時間外労働の適正化指

針による日安時間については、本年一月から年間

四百五十時間を三百六十時間とするなどの改正を

行つたところであります、これを百五十時間ないし二

百時間とすることは我が国の時間外労働の現状か

ら見ても困難であります。また、この指針は昭和

五十七年の制定以来相当の効果を上げてきており

ますが、この指針に拘束力を持たせることについ

ては我が国の労働慣行になじまない面があり、困

る次に、改正法が施行される平成六年四月における猶予措置の対象事業については、新たに実態調査を行い、その結果を踏まえ、できる限り限定する考えであります。なお、この後においても適宜実態調査を行い、その結果を踏まえ、猶予措置の水準及び範囲について所要の検討を行なうことをとしたいと考えています。

また、猶予措置の対象事業については、猶予期間であつてもできるだけ早期に週四十時間制が実施されるよう、関係省庁とも連携を図りながら、事業主に対する啓発、指導など必要な指導援

助を行い、平成九年度からの週四十時間制への移行が円滑に行われるよう努める考え方であります。

次に、時間外・休日労働の割り増し賃金率につ

いての今回の改正は、時間外・休日労働の抑制、

国際的な公正労働基準の確立等の観点から政策目

標を掲げたものであり、そのような認識に立ちまして段階的な引き上げを図ろうとするものであります。具体的には、当面まず法定休日労働の割り増し賃金率について改正法の施行にあわせて引き上げることとし、時間外労働の割り増し賃金率の引き上げについても週四十時間制への移行スケジュール等を踏まえつつ、引き続き中央労働基準審議会に検討をお願いすることとしております。

中小企業については、同業他社との横並び意識が強いこと、経営基盤が弱いこと、短い納期の発注など取引慣行上の問題があることなどから、労働時間の短縮が進めにくい状況が見られます。このため、中小企業に対しては、従来から時短促進法に基づいて事業主が共同で労働時間の短縮に取り組むことを促進するなど、同業種の企業集団に対する指導援助などに努めてまいりました。

また、今後、週四十時間労働制の実施に向けては、省力化投資などへの援助がぜひとも必要と考え、今回新たに助成金制度を設けることといたしております。

一年単位の変形制は、業務の繁閑などを利用して休日の増加を図り、週休二日制に相当する週四十時間制導入しやすくしようとするものであります。また、一日及び一週の上限時間とすることを前提に、現行三カ月単位の変形労働時間制より縮小する方向で検討するとともに、乱用されることのないよう十分指導してまいる考え方であります。

最後に、労働時間短縮支援センターについては、労働時間の短縮を進めるためには事業主に対するきめ細かな相談、援助を行う必要がありますが、こうした相談、援助は労働時間の短縮につ

ての事業場の実態を熟知し専門的知識を持った民間団体によりきめ細かく対応していくことが適切であろうと考えます。このような観点から、既存の民間団体を活用することとし、労働時間短縮支援センターを指定して労働時間の短縮に関する業務を行わせるものとしたものであります。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 武田議員よりの御質問にお答えをいたします。

カンボジアの問題につきましては、先ほど総理から御答弁がありましたように、パリ和平協定の枠組みは依然維持をされていると考えておるわけでございます。したがって、明石代表との会談において御答弁がありましたように、ペリ和平協定の実施をされると考えておるわけ

でございます。この維持をされると考えておるわけが、非常に悪路で、約一時間かかるところです。そこでインド人の隊長や、ジョルダン、モロッコ、フィリピン、各方面からの方々と、日本の文民警察官とも対話を続けてまいりました。ところどころでございますが、これからもうあと十日余りで選挙が実施をされるわけでございます。そして、今地球上最大の二万六千人というUNTACの組織ができ上がっており、このカンボジアの夜明けのために全面的な協力をしなければならないと存じております。

こういった意味で、武田議員の御質問にお答えしますが、私は現地の情勢を身近に感じ、そしてこれからいかに新しい国づくりとしてあの一角に民主国家が誕生することが大切であるかということなどを痛感し、現地における記者会見におきましても誠心誠意日本人記者あるいは外国人記者団七十名と一時間半にわたって、時間を区切ることなく全面的に話し合いを続けてまいりました。その基調は、カンボジアに民主国家をつくるためにUN TACと共にして、UNTACの要員として日本も全力を尽くすという意味でござります。

てある文民警察官の厳しい生活環境や治安状況、日本とは違った現地での生活の苦労ぶりなどについて報告を受けたわけでございます。

○副議長(赤桐操君) 答弁の補足があります。村田自治大臣。

〔國務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 先ほど來の質問は、文民警察官の十三人の方から、何人死ねたら帰るのかという質問があつたというお尋ねであろうかと思います。私は、その質問はなかつたと申し上げます。(拍手)

○副議長(赤桐操君) 直嶋正行君。

〔直嶋正行君登壇、拍手〕

○直嶋正行君 私は、民社党・スポーツ・国民連合を代表して、ただいま提案されました労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について質問を行うもの

であります。

労働時間の短縮は、労働者個人にゆとりを保障するだけにとどまらず、家庭生活の充実、ボランティア活動など社会活動への参加促進、さらには国際的に公正な労働条件の確立という観点からも現在の我が国に課せられた重要な課題となつてゐるのであります。その意味から、生活大国五カ年計画に労働時間の短縮が最重要な柱の一つとして盛り込まれていることを評価するものであります。

しかしながら、この計画を前回計画がそうであつたように、計画倒れに終わらせ、計画期間内に確実に実施をすることこそ最も重要なことです。生活大国五カ年計画では、労働時間短縮に関して、「計画期間中に年間総労働時間千八百時間達成することを目標とする」と、前回計画に比べてより明確な表現で目標を掲げています。既に計画年度は二年目に入っておりますが、この労働基準法等改正案の施行期日は計画の中間年度である平成六年度となるのであります。

総理は、今回の改正案の内容で計画期間内の目標達成は可能であると考えておられるのかどうか、まずお伺いをいたします。

以下、本改正案に関して具体的な質問を行います。

第一に、法定労働時間についてであります。

昭和六十二年の前回改正で本則に週四十時間制の原則は盛り込まれましたが、実際の法定労働時間は段階的に短縮されてきたものの、週四十四時間どまりであります。本改正案に、来年四月から週四十時間制へ移行することが明記されたことは、若干おくれたものの評価するものであります。しかし、問題は約二千万人の労働者が猶予措置対象事業場で働き、約六百万人の労働者が特例措置対象事業場で働いていることであります。このように全体の過半数にも上る労働者を猶予措置対象事業場で働き、約六百万人の労働者が特例措置対象事業場で働くこととは、労働条件の最低基準を定める労働基準法の基本理念に反するとともに、憲法で保障する法のもとの平等とも反するものと言わなければなりません。

原則的には、これらの猶予・特例措置は廃止することが望ましく、本改正案でも猶予措置については平成八年度末までと期限が付されたことは一応の評価はできます。しかしながら、今回突然猶予措置が一年間延長されたようだ、この期限が厳守されるかどうかの保証がありません。猶予対象事業場にあってまじめに時短に取り組んだ者とそうでない者との間に不公平があつてはならず、時短を進める観点からも、法のものとの平等を達成する観点からも、猶予措置の期限は守られるべきであり、またその対象となる事業場もできる限り限定すべきであります。同様に、特例措置についてもその範囲を狭めていくなど段階的に時短を進めていくべきと考えますが、これらについての労働大臣の見解をお伺いいたします。

第二に、割り増し賃金率の問題について伺います。現在の時間外二五%の割り増し率は、七十四年前の一九一九年のILO一号条約の定めた基準であります。また、昭和二十一年の労働基準法策定当時の原案では時間外五〇%とされていたのが、敗戦で壊滅的打撃を受けた我が国の産業復興のために二五%に修正されたと聞いております。我が国が世界有数の経済大国となつた今、時間外の割り増し率がいつまでたつても二五%といふ世界最低の基準でいいのであります。このことは、我が国産業が世界的規模での展開を図つてい現在では、国際的に公正な労働基準の確立とい

う観点からも厳しく問われています。生活大國五ヵ年計画でも、「割増賃金率の引上げについて具體的に検討する」とされていますが、今回の改正案では「一割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ命令で定める率」とするのみで、その内容は命令にゆだねています。

私は、日本が依然として世界最低基準のまま放置することは許されないと思います。当面少なくとも時間外三五%、休日五〇%に引き上げ、これを法律に明記すべきと考えますが、具体的な内容をどうにされるおつもりなのか、労働大臣の明確な答弁を求めるものであります。

第三に、年次有給休暇の問題について伺います。労働時間の短縮のためには有給休暇の取得促進が不可欠であり、そのためには最低付与日数の引き上げと取得率の向上が必要であります。前回法改正時の附帯決議には、「今後適切な時期に、ILO条約の水準を参考に、さらに付与日数の増加を図ることを検討する」とされています。現行の最低付与日数十日は極めて不十分で、早期にILOの三労働週の水準をクリアすることが必要と考えます。

そこで、まず「」の附帯決議にある付与日数の増加について、今日まで労働省としてどのような検討を行つてこられたのか、また、今後どのようにされるおつもりか、お伺いをいたします。

次に、一定規模以下の事業場についての有給休

暇の付与日数についてであります。これらは今日まで段階的に引き上げられてきましたが、今後も五ヵ年計画期間内に段階的に引き上げる方法を検討すべきと考えますが、そのお考えはあるのか、お伺いいたします。

〔國務大臣(官澤喜一君登壇、拍手)〕

○國務大臣(官澤喜一君) 今回の法案は、平成六年の四月から原則週四十時間労働制に移行すること等を内容といたしておるものであります。これが生活大國五ヵ年計画に規定されました政府目標であります千八百時間の基盤をなす重要な内容を盛り込んだものであります。

さらに、現行の勤続一年につき付与日数を一日ずつ増加させる悠長な方法を、勤続一年につき二日ずつ増加させることを検討すべきであると考えますが、これら諸点に関する労働大臣の御見解をお伺いいたします。

戦後の我が国は経済社会を振り返ると、生活大國五ヵ年計画にもあるように、敗戦の焦土からの復興を図るため、経済成長、産業発展を重視し、さまざまな努力を積み重ねてきました。その結果として、我が国は経済規模において世界有数の国となり、国民生活においても物質的な面では確かに豊かになりました。しかし、経済全体の豊かさと個人の豊かさの実感との間には大きな乖離がありました。そのため、経済全体の豊かさを十分に与えられる社会を構築していくなければならぬわけであります。

その意味で、労働時間の短縮は社会構造の変革や人々の意識革命にもつながる大変重要な課題であります。そして、政治が国民生活を真に豊かにさせていくためのものである以上、この時短の問題はぜひ実現させねばならない課題なのであります。これはまた、同時に国際社会が我が国に期待していることとも一致するものであります。

このような認識から、国を挙げて労働時間短縮に取り組んでいたくことを強く要望するとともに、最後に、總理の労働時間短縮に向けた決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣村上正邦君登壇、拍手〕

○國務大臣（村上正邦君）御質問の第一点、猶予措置についてお答えをいたします。

平成六年四月における猶予措置の対象事業の範囲については、新たに実態調査を行い、その結果を踏まえ、できる限り限定する考え方であります。なお、その後においても適宜実態調査を行い、その結果を踏まえ、猶予措置の水準及び範囲について所要の検討を行なう考えでございます。

また、猶予措置の対象事業については、猶予期間中であつてもできるだけ早期に週四十時間制が実施されるよう、関係省庁とも連携を図りながら、事業主に対する啓発、指導等必要な指導援助を行い、平成九年度からの週四十時間制への移行が円滑に行われるよう努めています。

次の、労働者一人未満の商業、サービス業等に係る労働時間の特例措置については、改正法の施行に合わせてその水準を短縮する方向で検討をす

るとともに、その対象事業の範囲についても最新の実態を踏まえ検討することとしております。

それから、時間外・休日労働の割り増し賃金率についての今回の改正は、時間外・休日労働の抑制、国際的な公正労働基準の確立等の観点から政策目標を掲げたものであり、そのような認識に立つて段階的な引き上げを図るよう努めてまいりたいと考えております。

具体的には、当面、まず法定休日労働の割り増し賃金率については、改正法の施行に合わせ引き締めに關係大臣に質問いたします。

○副議長（赤堀操君） 高崎裕子君。

〔高崎裕子君登壇、拍手〕

○副議長（赤堀操君） 高崎裕子君。

私は、日本共産党を代表して、

総理、日本の労働者の実態は深刻です。フラン

上げることとし、時間外労働の割り増し賃金率の

引き上げについても、週四十時間制への移行スケジュール等を踏まえつつ、引き続き中央労働基準審議会に検討をお願いする考え方であります。

最後でございますが、年次有給休暇の最低付与日数の問題については、平成三年四月より中央労働基準審議会において改正労働基準法全般の見直しを行う過程で年休の付与日数の増加についても検討を行なってきました。そして、昨年十二月に出された同審議会における建議において、引き続き

検討するとされているところであります。年次有給休暇の最低付与日数については、来年四月から中小企業についても十日に引き上げられることとなつております。重ねて引き上げることは困難であります。ILO条約の水準を参考に、今後その増加を図ることについて来春を目途に中央労働基準審議会に検討をお願いし、速やかにその結論が得られますよう努力してまいりたい考

えであります。

以上であります。（拍手）

以下、この立場から具体的に質問いたします。

政府は、この間たびたび労働時間短縮計画を策定してまいりました。しかし、そのいずれも一度も達成されることなく今日に至っております。総労働時間が二千時間を割ったといいますが、それはパート労働者を含めた平均であつて、一般労働者

の年間総労働時間は平成三年で一千七十六時間にもなつてゐるではありませんか。

昨年、総理は生活大国五カ年計画で、一九六六年までに千八百時間を達成すると公約されたのであり

ます。そして、この公約は労働者との家庭にゆ

とりをもたらし、職業生活と家庭生活、地域生活と超過密労働は世界に例のない過労死を生み出し、働き盛りの労働者の二人に一人が過労死の不安におびえています。非人間的な徹夜、深夜の不規則勤務、サービス残業、ふるしき残業といったた働き、一日二時間半しかない自由時間、家族そろっての夕食は週二ないし三回、ヨーロッパには存在しないと言われる単身赴任により家庭生活の根底が搖るがされています。豊かな日本、なぜこんなに貧しいのかと世界の人々が一樣に驚きの声を上げるほど世界から大きく立ちあがれ、およそ世界第二位の経済力にふさわしくない、人間らしい生活にはほど遠い実態があります。

労働基準法の改正というのなら、今こそ憲法二十五条、二十七条の保障する人間らしく生き、働く権利を確立し、これらの問題を解決し、労働者の健康と命を守るために抜本的改正こそ必要です。

以下、この立場から具体的に質問いたします。政府は、この間たびたび労働時間短縮計画を策定してまいりました。しかし、そのいずれも一度も達成されることなく今日に至っております。総労働時間が二千時間を割ったといいますが、それはパート労働者を含めた平均であつて、一般労働者

の年間総労働時間は平成三年で一千七十六時間にもなつてゐるではありませんか。

今必要なことは、特例や猶予措置を引き延ばす

措置を残すつもりですか。こうした猶予・特例措置を残したまままで本当に時短が進むと考えておられるのですか。

労働大臣にお尋ねいたします。いつまでこの特例措置を残すつもりですか。こうした猶予・特例措置を残したまままで本当に時短が進むと考えておられるのですか。

とおりをもたらし、職業生活と家庭生活、地域生活との調和を図るためのものとされています。そうであれば、当然一人一人の労働者に実現すべき目標でなければなりませんが、そのとおりですね。

それともパート労働者を含めた平均の労働時間どいうことですか。明確に答えてください。

さて、政府案は法定労働時間について来年度から本則週四十時間を実施するとしています。労働省の調査でも全労働者の四〇%が既に週の所定労働時間四十時間が実施されているのです。にもかかわらず、今回この適用対象となるのは全体の三六%にすぎません。つまり、これでは現状を追認するだけであり、時間短縮の効果はほとんどない

のではありませんか。真に時短を進めようといふのなら、いまだ四十時間に達していない労働者に六十%にすぎません。つまり、これでは現状を追認するだけであり、時間短縮の効果はほとんどないのではありませんか。真に時短を進めようといふのなら、いまだ四十時間に達していない労働者にこそ適用すべきではありませんか。それを猶予と称して四十四時間制を温存し、法律が一番手を差し伸べなければならない最も劣悪な労働条件のもとで苦労している零細企業の労働者には、依然四十八時間制の特例を残すというのであります。

労働大臣にお尋ねいたします。いつまでこの特例措置を残すつもりですか。こうした猶予・特例措置を残したまままで本当に時短が進むと考えておられるのですか。



適切な措置を講じることいたしております。

裁量労働制ですが、今回の改正は裁量労働制の適用対象業務を命令で明確に定める趣旨あります。

その具体的決定に際しましては、労働者保護の観点から十分慎重に検討をいたしました。

残りの問題は労働大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔國務大臣村上正邦君登壇、拍手〕

○國務大臣(村上正邦君) お答えいたします。

まず、総論から御質問に入られたわけでござりますが、その総論と申しますのは、今回の法案では時短効果はほとんどないのではないかという非常に悲観的な質問から入られたわけであります

が、今回のこの法案の時短効果につきましては、労働基準法改正案では週四十時間労働制に円滑に移行するための措置として、一定の規模以下また

は一定の業種の事業について猶予措置を講ずることとしています。しかし、平成九年四月以降は特例事業を除き週四十時間制に移行することとなることから、本法案は労働時間短縮に大きく寄与するものと確信をいたしております。

それから、まだ四十時間に達していない労働者に対する週四十時間労働制の適用につきましては、すべての労働者に直ちに週四十時間制を適用することは困難であることから、円滑に週四十時間制に移行するためには猶予措置が必要であります。しかしながら、できるだけ早期に週四十時間制が実現されるよう、関係省庁とも連携を図りな

がら、事業主に対する啓発、指導等必要な指導援助を行い、平成九年度からの週四十時間制への移行が円滑に行われるよう努めてまいる考え方でございます。

特例措置はいつまで残すのかということになるといたしましては、労働者十人未満の商業、サービス業等に係る労働時間の特例については、改正法の施行に合わせてその水準を短縮する方向で検討すると

ともに、その対象事業の範囲についても最新の実態を踏まえ、検討することにしております。また、週四十時間制が全面的に実施された段階における特例措置のあり方については、改めて中央労働基準審議会に検討をお願いし、その結果を踏まえて適切に対処したいと考えております。

最後のお答えでございますが、年次有給休暇の付与日数については、ILO条約の水準を参考に、今後その増加を図ることについて来春を目途に中央労働基準審議会に検討をお願いし、速やかに結論が得られるよう努力する考えであります。

また、連続休暇取得促進要綱に示した年次有給休暇の平均二十日付与、二十日取得の達成に向けて週四十時間労働制に移行し、それに伴い設けられた猶予措置は平成八年度末までとしておられました。しかし、労使の自主的な取り組みの一層の促進を図ることとし、そのための実効ある方策について引き続き検討してまいります。(拍手)

下質問をいたします。

まず、二十一世紀の労働はどのようにあるべきなのか、労働時間に関する政府の基本的なお考えを伺います。

言うまでもなく、労働時間短縮はゆとりある生活を実現するための基本的課題であります。しかし、政府の労働政策は世界の潮流に大きくお

れ、長時間労働、過労死、サービス残業などを現実に生み出し、誇張された日本異質論に根拠の一つを与えております。来世紀初頭に人間中心の社会を構築するために、国民一人一人の豊かさを基本とした労働のあり方の理念を政府も考えるべきなのであります。

○副議長(赤羽操君) 笹野貞子君。

〔笹野貞子君登壇、拍手〕

一年単位の変形制は、年単位で休日増を図り、週休二日制に相当する週四十時間労働制を導入しやすくなるとするものであり、労使の取り組みにより、業務の繁閑に応じた効果的な労働時間短縮を可能にする制度と考えております。

一年単位の変形制は女性の社会進出を阻むものではないとの御指摘については、一年単位の変

形制については、現行の三ヶ月単位の変形労働時間の限度時間を縮小の方向で見直すこととしています。

さらに、育児やお年寄りの介護をしながら働く方々については、一年単位の変形制の適用に際し必要性がされるよう措置する考え方であります。

間制の限度時間を縮小の方向で見直すこととしていますので、女性の社会進出を阻むような懸念はないものと考えております。

さらに、育児やお年寄りの介護をしながら働く方々については、一年単位の変形制の適用に際し必要性がされるよう措置する考え方であります。

最後のお答えでございますが、年次有給休暇の付与日数については、ILO条約の水準を参考して必要な配慮がされるよう措置する考え方であります。

また、連続休暇取得促進要綱に示した年次有給休暇の平均二十日付与、二十日取得の達成に向けて週四十時間労働制に移行し、それに伴い設けられた猶予措置は平成八年度末までとしておられました。しかし、労使の自主的な取り組みの一層の促進を図ることとし、そのための実効ある方策について引き続き検討してまいります。(拍手)

下質問をいたします。

まず、二十一世紀の労働はどのようにあるべきなのか、労働時間に関する政府の基本的なお考えを伺います。

言うまでもなく、労働時間短縮はゆとりある生活を実現するための基本的課題であります。しかし、政府の労働政策は世界の潮流に大きくお

れ、長時間労働、過労死、サービス残業などを現

実に生み出し、誇張された日本異質論に根拠の一つを与えております。来世紀初頭に人間中心の社会を構築するために、国民一人一人の豊かさを基本とした労働のあり方の理念を政府も考えるべきなのであります。

労働時間短縮への取り組みは、一つの労働政策のさじかげんの問題ではなく、労働とは何か、市民生活とは何か、人間とは何かという根本的な意義を含んでおります。労働こそ生活の中心をなすものです。生活大国を目指すという政府にとっても労働時間短縮への責任は一層重いものとなつておられます。二十一世紀の労働像を描くことなしに



課題の一つと認識をいたしておりますので、全力を挙げて推進いたしたいと思います。

本法案によりまして、週四十時間労働制への移行を実現するとともに、労働時間短縮に取り組む中小企業に対する助成制度をも創設いたしました。この目標の達成に政府としても全力を尽くしてまいりたいと思っています。

労働時間を短縮した結果、自由時間が増大する、それによってまた消費というものが喚起される。地方で省力化が必要でありますから、そのための設備投資をも誘発するであろう、したがってこれらは内需拡大に資する面があるという御指摘は、私も賛成であります。そのようた考えております。

それから、メーデー、五月一日を祝日にすることにつきましてお触れになられましたが、この点は時間短縮という観点だけではなく、「国民こそつて祝い、感謝し、又は記念する日」という祝日法の趣旨もございますので、また現在、祝日の中に勤労感謝の日が定められておるという等々もございまして、それらのことを考えながら慎重に検討する必要がある問題と心得ます。

それから、法定労働時間を四十六時間とする猶予措置の延長は、厳しい経済情勢のもとで経営環境の悪化に苦しむ中小企業が少なくないといふことに配慮をいたしました、いわばやむを得ない緊急避難的措置でござります。

もとより、こういう措置によりまして労働時間

短縮という大きな流れが停滞することがあってはならないと思っておりますので、政府としても積極的に中小企業の労働時間短縮対策を講じていく考えであります。

特に、猶予期間を延長された企業におかれては、一日も早く週四十四時間制に移行できるような計画的、集中的な、政府としてもそのような指導、援助に努めていきたいと思っております。

女性、高齢者等の社会参加についてございますが、生活大国の実現のために、国民のだれもがみずから的能力に応じて社会参加をし、社会に貢献することが、そのような環境整備が大事でございます。特に、女性が十分に社会で活躍できるようこれまでの男女の固定的な役割分担意識を見直すとともに、高齢者や障害者についても就業機会の整備などを通じ社会参加をして生きがいのある生活をしていただく、そういうことが大事であると思います。

こうした社会参加の促進は、今後の中長期的な労働不足をも緩和することになると思います。また、労働時間の短縮を円滑に進めるためにも寄与するものと考えております。

残りの問題につきましては労働大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣村上正邦君登壇、拍手〕

○國務大臣(村上正邦君) 第一の質問でございます猶予対象となる事業場の規模、業種を極力限定すべきではないか。改正法が施行せられます平成

六年四月における猶予措置の対象事業の範囲については、新たに実態調査を行い、その結果を踏まえ、できる限り限定する考え方でありますことは、繰り返しお答えを申し上げておるところであります。

そこで、一年単位の変形労働時間制は、休日も、一日も早く週四十四時間制に移行できるよう運用することとしております。具体的には、一日について所要の検討を行うこととしたしております。

時間外・休日労働の上限について、法律によつて一律の規制を行うことは我が国の労働慣行の実情から見て困難であると考えます。しかしながら、恒常的な時間外労働は好ましくなく、そのため時間外労働協定の適正化指針に基づく自安時間の遵守の徹底とともに、同指針の内容についても速やかに必要な見直しを行いたいと考えております。また、法定休日労働についても、指針の内容の見直しに合わせて、その規制のあり方について検討してまいりたいと考えております。

それから、時間外・休日労働の割り増し賃金率についての今回の改正は、時間外・休日労働の抑制、国際的な公正労働基準の確立等の観点から、もう同じことを何回も繰り返し申し上げておりますが、ILO条約の水準を参考に今後その増加を図ることについて、来春を目途に中央労働基準審議会に検討をお願いし、速やかに結論が得られるよう努力してまいる考えであります。また、今回の改正案では、継続勤務要件を一年から六ヶ月に短縮するという思い切った改善を行つております。

最後に、労働省は働く生活者の立場を弁する機関として、その大臣として決意いかん、こういふことでございますが、この本会議においての締めくくりの私の決意にもなるうかと思ひますので、一言申し添えておきます。

(号外) 報官

私は、國の基本といふものは外交、防衛、教育、これが三つの柱だと思っておりましたが、労働大臣になつてみまして、労働行政といふものはこの三つの基本の柱の中にもう一本入るんだ、国政の中でも重要な柱である、こういう認識に立つております。

そして、私といたしまして、その労働行政を預かる立場といたしましては、(発言する者あり)ちょっと聞いてください。これはいろいろ女性問題とか身障者の問題とか出稼きの問題とか、いろいろな弱者のお立場に、労働省、また大臣といたしまして心がけいかなきやならぬ。孫がうたた寝しているときだ、自分の羽織をそっと脱いでその孫にかけてやる老婆心が大事なことだ。そうした思いやり、そうしたぬくもりのある労働政策の推進に取り組んでいるところであります。

労働者一人一人が幸せになることが政治の基本であり、今後とも、働く人々の声、経済社会の実情や今後の変化の方向を的確にとらえ、先手先手、積極的に労働政策を推進していくたい、そして貧しさからの解放、病のない、争いのない社会を目指して頑張っていきたい、この決意を申し述べます。(拍手)

○副議長(赤桐操君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(赤桐操君) 日程第一 戰傷病者戦没者遣族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長細谷昭雄君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]  
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(赤桐操君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(赤桐操君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

○細谷昭雄君 登壇、拍手  
につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給する等の措置を講じることとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、中国人被爆者への対応及び中国残留婦人の帰国の促進、年金等の支給に係る国籍要件、旧ソ連抑留死亡者等の遺骨収集の推進等の諸問題について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

牛嶋 正君	足立 良平君	寺崎 昭久君
柳川 覚治君	及川 順郎君	吉川 博君
中西 珠子君	勝木 健司君	矢原 秀男君
勝木 健司君	竹山 裕君	鶴岡 洋君
大久保直彦君	井上 計君	和田 教美君
高桑 栄松君	吉田 之久君	黒柳 明君
寺澤 芳男君	野末 陳平君	小池百合子君
志村 哲良君	吉村剛太郎君	細川 譲熙君
合馬 敬君	武田邦太郎君	山村 正昭君
矢野 哲朗君	前島英三郎君	狩野 安君
下村 泰君	河本 英典君	上野 公成君
荒木 清寛君	田村 秀昭君	加藤 紀文君
西川 漂君	鎌田 要人君	野村 五男君
横尾 和伸君	石川 弘君	木暮 山人君
下村 泰君	吉川 芳男君	石渡 清元君
青島 幸男君	中曾根弘文君	沓掛 哲男君
白浜 一良君	片上 公人君	石井 道子君
浜四津敏子君	坪井 一宇君	守住 有信君
関根 則之君	木庭健太郎君	小野 清子君
常松 克安君	星野 用市君	木宮 和彦君
猪熊 重二君	長谷川 清君	岡野 裕君
大島 慶久君	刈田 貞子君	
中川 嘉美君	石井 一二君	

大浜	方榮君	椎名	素夫君
松浦	功君	宮澤	弘君
大木	浩君	松尾	官平君
前田	勲男君	遠藤	林田悠紀夫君
沢田	一精君	井上	吉夫君
伊江	朝雄君	佐々木	満君
岩崎	純三君	井上	裕君
山本	富雄君	大河原太一郎君	片山虎之助君
鹿熊	安正君	平野	貞夫君
須藤良太郎君	須藤良太郎君	松谷耆一郎君	清水壽与子君
南野知憲子君	南野知憲子君	橋崎	泰昌君
藤江	弘一君	服部三男雄君	
野間	赳君	釤宮	磐君
北澤	俊美君	佐藤	静雄君
河本	三郎君	清水	達雄君
佐藤	泰三君	真島	一男君
西田	吉宏君	陣内	孝雄君
井上	章平君	永野	茂門君
野沢	秀夫君	松浦	孝治君
二木	太三君	藤田	雄山君
永田	良雄君	大塚清次郎君	下稻葉耕吉君
成瀬	守重君	田辺	哲夫君
鈴木	文夫君	倉田	寛之君
斎藤	貞敏君	久世	公義君
上杉	孝男君	岡部	三郎君
藤井	光弘君		
田沢	智治君		

高木 坂野 斎藤 十朗君 正明君  
森山 真弓君 重信君 井上 孝君  
紀平 悌子君 新間 正次君  
栗原 君子君 上山 和人君  
大脇 雅子君 谷畑 孝君  
種田 誠君 肥田美代子君 日下部裕代子君  
肥田美代子君 櫻井 規順君  
日下部裕代子君 三上 隆雄君  
大瀬 絹子君 三石 久江君  
稻村 稔夫君 庄司 中君  
千葉 景子君 上野 雄文君  
志苦 裕君 鈴木 和美君  
山本 雄文君 大森 昭君  
青木 薩次君

下条進一郎君	板垣 平井	卓志君
北修二君	村上	正邦君
中尾則幸君	小林	正君
石原健太郎君	薦科	満治君
山田健一君	村田	誠醉君
岩本久人君	山田	健一君
角田義一君	吉田	達勇君
西岡瓈璃子君	森	暢子君
野別隆俊君	菅野	暢子君
竹村泰子君	菅野	壽君
久保田真苗君	一井	淳治君
小川仁二君	本岡昭次君	久光君
浜本万三君	矢田部理君	英夫君
篠崎年子君	菅野	久光君

峰崎	直樹君	今井	澄君
川橋	幸子君	萩野	浩基君
西山登紀子君	三重野栄子君	三重野	栄子君
喜岡	淳君	西野	康雄君
斎	正敏君	前畠	利和君
高崎	裕子君	林	哲夫君
北村	哲男君	紀子君	堀
乾	晴美君	正雄君	井上
深田	肇君	会田	長榮君
谷本	巍君	笛野	貞子君
清水	澄子君	吉川	春子君
池田	治君	春子君	堀
渡辺	四郎君	及川	修君
山口	哲夫君	細谷	昭雄君
高井	和伸君	磯村	敦君
有柳	正治君	橋本	達郎君
佐藤	三吾君	村沢	牧君
鶴山	篤君	古川太郎君	市川
栗森	喬君	英行君	正一君
吉岡	吉典君	糸久八重子君	鋭一君
安永	英雄君	渕谷	中村
星川	保松君	英行君	洋君
久保	亘君	喜岡	立木
上田耕一郎君	聽濱	喜岡	喜岡
弘君	弘君	喜岡	喜岡

大蔵大臣	林義郎君
厚生大臣	丹羽雄哉君
通商産業大臣	森喜朗君
労働大臣	村上正邦君
建設大臣	中村喜四郎君
自治大臣	石岡慎太郎君
國務大臣 <small>(國家公安委員長)</small>	村田敬次郎君
法務省民事局長	清水湛君
労働省労働基準 局長	石岡慎太郎君
自治省財政局長	湯浅利夫君

議長の報告事項  
去る四月二十八日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

政治改革に関する特別委員会  
同日委員会において選任した理事  
久世 公義君（石井）  
委員長 坂野 重信君（鎌

（説田要人君の補欠）  
事は次のとおりで

石井一二君の補欠)  
理事 田沢 智治君  
理事 吉川 春子君  
理事 中村 銳一君

官 報 (号 外)

同日議員から次の議案が提出された。 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律案(浜本万三君外四名発議)（參第四号）	提出
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 商法等の一部を改正する法律案(閣法第五二号)	提出
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五三号)	提出
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決して議長は即日これを外務委員会に付託した。 気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について議長は即日これを外務委員会に付託した。	提出

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を決算委員会に付託した。 平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)（第百二十三回国会提出）	提出
生生物の多様性に関する条約の締結について承認を求める件(閣法第九号)	提出
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を決算委員会に付託した。	提出
日本国憲法第八条の規定による議決案	提出
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	提出

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(第百二十二回国会提出)	記
国会法の一部を改正する法律案	記
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	記
同日本院は、内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	記

同日議長は、内閣總理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。 （その2）（第百二十二回国会提出）	記
同日本院は、内閣總理大臣臨時代理から議長宛、内閣官房内閣広報室長	記
内閣官房内閣広報官兼内閣總理大臣官房広報室長	記
内閣官房内閣広報官半田嘉弘君	記
内閣官房内閣広報官兼内閣總理大臣官房広報室長	記

平成五年五月十二日 参議院会議録第十五号 議長の報告事項 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

室長半田嘉弘君(同日議長承認)を、第百二十六回  
国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

質問主意書(荒木清寛君提出)  
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

同日内閣總理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官須藤隆也君の第百二十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

決算委員	
辭任	
常松	
克安君	
	補欠
荒木	
清寬君	

LNG広域幹線パイプライン建設構想等に関する質問主意書(中村銳一君提出)  
る質問主意書(荒木清寛君提出)

去る七日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり  
異動があつたのでその政府委員としての資格を  
失つた旨の通知書を受領した。

目的 農林水産業の実情を調査し、もつて  
本委員会に付託を予定される農業経営基盤  
強化のための関係法律の整備に関する法律案、  
農業機械化促進法の一部を改正する法律案  
及び特定農山村地域における農林業等の  
活性化のための基盤整備の促進に関する法律  
の審査に資する。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する  
臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三  
二号）

質問主意書(荒木清寛君提出)		決算委員	
委員派遣承認要求書		常松 克安君	荒木 清寛君
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。			
一、目的 農林水産業の実情を調査し、もって本委員会に付託予定される農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案、農業機械化促進法の一部を改正する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案の審査に資する。			
一、派遣委員			
吉川 芳男	浦田 勝	外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
永田 良雄	菅野 久光	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
三上 隆雄	林 紀子	十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
大塚清次郎	佐藤 誠雄	外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
野間 起	一井 淳治	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
稻村 稔夫	谷本 雄	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
村沢 牧	矢原 秀男	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
星川 保松	喜屋武真栄	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
新聞 正次		同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
一、派遣地 群馬県		同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
一、期間 五月二十一日及び二十二日の一日間		同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
一、費用 概算七四〇、三四〇円		同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君	同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官事務代理 河合 正男君
右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十二条の二により承認を求めます。			
平成五年五月十日			
農林水産委員長 吉川 芳男			
参議院議長 原 文兵衛殿			
荒木 清寛君			
常松 亮安君			
予算委員			
常任			
岩崎 純二君	山崎 正昭君	厚生委員長 細谷 昭雄	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
森山 真弓君	岩崎 純二君	参議院議長 原 文兵衛殿	臨時措置法及び労働時間の短縮の促進に関する法律案(閣法第三八号)審査報告書
野間 起君		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
一、委員会の決定の理由		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
要領書		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

官報(号外)

一、費用

本法施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算(厚生省所管)に約二十二億円が計上されている。

なお、国債の償還分は、平成五年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に総額約五千一百四十九億円が計上される見込みである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月二十日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)  
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	
第二款症	四、六九八、〇〇〇円
第三款症	四、〇五五、〇〇〇円
第四款症	三、三三一、〇〇〇円
第五款症	二、六七一、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に三、七四九、二〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五、三五六、〇〇〇円
第二項症	四、四六三、〇〇〇円
第三項症	三、六七六、〇〇〇円
第四項症	二、九〇八、〇〇〇円
第五項症	一、三五四、〇〇〇円
第六項症	一、九〇八、〇〇〇円
第一款症	
第二款症	一、四七〇、二〇〇円
第三款症	一、三三六、五〇〇円
第四款症	一、二一六、五〇〇円
第五款症	九七八、〇〇〇円
第六款症	七九〇、三〇〇円
第一款症	六九五、二〇〇円
第二款症	一、五七七、〇〇〇円
第三款症	一、二六六、〇〇〇円
第四款症	一、〇一八、〇〇〇円
第五款症	九〇〇、〇〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
第一款症	四、三四三、一〇〇円
第二款症	三、六〇三、七〇〇円

第三款症	三、〇九〇、六〇〇円
第四款症	一、五三九、三〇〇円
第五款症	一、〇三七、四〇〇円

第二十六条第一項中「百七十七万二千四百円」を「百八十一万八千九百円」に改める。

第二十七条第一項中「百七十七万二千四百円」を「百八十一万八千九百円」に、「百四十万五千四百円」を「百四十四万五千九百円」に改め、同条第三項の表中「四三三」、「五〇円」を「四四五、八五〇円」に、「三四一」、「三五〇円」を「三五三」、「三五〇円」に、「三三四」、「五五〇円」を「三四一」、「五〇〇円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一  
部改正)

第二条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四項を第五項とし、第三項の次に

次の二項を加える。

4 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を

取得した日から十年を経過した日において二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「百二十万円」の下に「、同条第四項の特別給付金にあつては百八十万円」を加える。

附則第二項中「又は第三項」を「から第四項まで」と、「属する月の翌月の初日」を「属する年の十一月一日」に改め、同項ただし書を削る。

附則第二十九項中「昭和六十一年法律第五十  
三号」を「昭和六十一年法律第五十三号。以下「法律第五十三号」という。」に改める。

附則中第三十一項を第三十七項とし、第三十  
項の次に次の六項を加える。

31 昭和五十八年四月一日以後に死亡した者

(昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病によ  
り死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をして  
いないが、事実上婚姻関係と同様の事情に  
ある者を含む。)であつたことにより、平成五  
年四月一日において第三条第二項各号に掲げ  
る給付を受ける権利を有する者(戦傷病者等  
の妻に対する特別給付金支給法による特別給  
付金を受ける権利を取得した者を除く。)は、  
第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

4 前項の特別給付金を受ける権利を

取得した日から十年を経過した日において二  
項各号に掲げる給付を受ける権利を有する

ものには、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「百二十万円」の下に「、同条第  
四項の特別給付金にあつては百八十万円」を加  
える。

れにより昭和五十八年四月一日以後に死亡し  
た者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実  
上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)で  
あつたことにより、平成五年四月一日において  
第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受  
ける権利を有する者(戦傷病者等の妻に對す  
る特別給付金支給法による特別給付金を受け  
る権利を取得した者を除く。)は、第三条第二  
項に規定する者とみなす。

34 昭和五十八年四月一日から平成五年三月三  
十一日までの間に死亡した法律第二十二条に  
よる改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給  
付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者  
等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病  
者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に  
規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をして  
いないが、事実上婚姻関係と同様の事情に  
ある者を含む。)であつたことにより、平成五  
年四月一日において第三条第二項各号に掲げ  
る改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付  
金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者  
等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚  
姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、  
同法第三条第一項の特別給付金及び法律第五  
十三号による改正前の戦傷病者等の妻に對す  
る特別給付金支給法第三条第一項の特別給付  
金を受ける権利を取得した者に限る。)であつ  
たことにより、平成五年十月一日において第  
三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を  
有する者は、同項に規定する者とみなす。た  
だし、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷  
病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部  
を改正する法律(平成三年法律第五十五号。  
以下「法律第五十五号」という。)による改正前  
の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法  
第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取  
得した者については、この限りでない。

35 昭和五十八年四月一日から平成五年三月三  
十一日までの間に死亡した法律第二十二条に  
よる改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給  
付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者  
等の妻に對する特別給付金支給法及び戦傷  
病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部  
を改正する法律(平成三年法律第五十五号。  
以下「法律第五十五号」という。)による改正前  
の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法  
第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取  
得した者については、この限りでない。

36 昭和五十八年四月一日から平成五年三月三  
十一日までの間に死亡した法律第二十二条に  
よる改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給  
付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者  
等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病  
者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中

33 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六  
日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、こ

「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとし、同法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であることにより、当該特別給付金を受ける権利

が、昭和五十八年四月一日以後に死亡した者が平成五年十月一日以前であるときは、同日において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。ただし、法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者については、この限りでない。

号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該死にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「七十五万円」の下に、同条第九項の特別給付金にあつては九十万円」を加える。

附則第二項中「第八項」を「第九項」と改める。

附則中第四十五項を第五十一項とし、第四十四項の次に次の七項を加える。

45 昭和五十八年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、平成五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当する者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

46 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「平成五年九月三十日」と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成五年十月一日」と読み替えるものとする。

47 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和五十八年四月一日以後に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各項のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を

同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「七十五万円」の下に、同条第九項の特別給付金にあつては九十万円」を加える。

附則第二項中「第八項」を「第九項」と改める。

附則中第四十五項を第五十一項とし、第四十四項の次に次の七項を加える。

48 前項の場合には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成五年十月一日」とする。

49 昭和五十八年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、平成五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

9 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各項のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を

同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「七十五万円」の下に、同条第九項の特別給付金にあつては九十万円」を加える。

附則第二項中「第八項」を「第九項」と改める。

附則中第四十五項を第五十一項とし、第四十四項の次に次の七項を加える。

45 昭和五十八年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、平成五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の除籍時に他の父母等が同年十月一日においている場合にあっては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつたもの（当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつたもの）は、第二条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。たゞ、その者が他の事由により特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に關し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。

50 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成五年十月一日」とする。

51 附則第四十五項、第四十六項及び前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成五年十月一日とする。

1 この法律は、公布の日平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第二十九項の改正規定及び同法附則中第三十一項を第三十七項とし、第三十項の次に六項を加える改正規定並びに第三条

官 報 (号外)

平成五年五月十二日 参議院会議録第十五号 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法附則中第四十五項を第五十二項とし、第四十四項の次に七項を加える改正規定は、平成五年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の規定並びに第三条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定は、平成五年四月一日から適用する。

3 平成五年三月三十一日以前に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に交付する同法第四条第二項に規定する国債の発行の日については、なお従前の例による。